



# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 132

22年度の事業実施状況	(1)主な取組み ※(執)(細)は、事業費の内訳として会計上設定している項目	内 容	規模	単位	事業費(千円)
			見舞金(細)		375
		その他 ( 事務費 )			3
	(2)事業実績	平成22年度は375人の方に対して見舞金を支給しました。			

協働等点検	(1)協働等は実現しているか 実現していない(実現は困難)((4)へ) ▼	(2)協働等の相手 ▼	
	(3)協働等の形態 ▼	(4)協働等の今後のあり方 行政直轄 ▼	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	被爆者の高齢化等により支給対象者数は減少傾向にあります。 支給者数 平成10年度 517人 平成15年度 516人 平成20年度 434人
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	見舞金額を増額するよう要望があります。
	今後の予測	被爆者の高齢化の進行により支給対象者が徐々に減少すると予測されます。
	評価と課題	平成22年度も見舞金受給率は90%を超えました。被爆者の高齢化により対象者は減少傾向にありますが、原爆被爆者を見舞うとともに恒久平和を願い平和都市杉並として本制度を継続します。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充      ● 現状維持      ○ 縮 小      ○ 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更      ○ 実施方法の変更
	対象者の減少が見込まれるものの、被爆者への見舞金という内容で現状の制度をできるだけ維持していきます。		

特記事項	
------	--

# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名	身体障害者福祉措置			款	4	項	1	目	3	事業	1	整理番号	184			
担当部課名	保健福祉部障害者施策課			係名	管理係			連絡先電話番号	1154			昨年度整理番号	182			
上位施策No・施策名	34 障害者の地域社会での自立支援							予算事業区分 既定事業								
事務事業の概要	事業開始	昭和	▼	40	年度	<input type="checkbox"/> 実施計画事業 分野		政策番号	施策番号	事業コード	<input type="checkbox"/> 行革計画事業 <input type="checkbox"/> 主要事業					
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 内部管理			根拠法令等		(1) 杉並区身体障害者福祉法施行細則 (2) 杉並区身体障害者相談員設置要綱									
	事業の目的・目標	(対象をどのような状態にしたいのか) ○身体障害者の自立生活を支援し、地域で安心して生活できるようにする。			活動指標名(式)		(1) 相談件数 (2) 身体障害者相談員数									
	活動内容	(事務事業の内容、やり方、手順) ○身体障害者とその家族の相談に身体障害者相談員が対応する。 ○緊急に支援を必要とする障害者に施設入所等の措置を行う。			成果指標		※(代)＝適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) 相談員の利用率 算定式・指標の説明等 相談件数÷身体障害者手帳所持者数 成果指標名(2) 算定式・指標の説明等									
区分		単位	20年度		21年度		22年度		23年度		計画(目標値)に対する22年度の達成率 %					
			実績		計画		計画(目標値)		実績					計画		
指標	活動指標(1)	①	件	104	150	172	200	217	220	108.5						
	活動指標(2)	②	人	14	14	14	14	14	14	100.0						
	成果指標(1)	③	%	0.8	1.2	1.3	1.6	1.7	1.7	106.3						
	成果指標(2)	④														
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	901	2,553	2,470	1,258	1,189	1,250	22年度予算執行率% 94.5						
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項						
	(内)委託費	⑦	千円	160	468	464	465	457	465							
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	1.00	0.00	1.00	0.00	0.31	0.00				0.30	0.00	0.30	0.00
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	9,050	8,879	2,752	2,676	2,676				2,676			
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	0	0				0			
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	9,951	11,432	5,222	3,934	3,865	3,926							
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	95,683	76,213	30,360	19,670	17,811	17,845							
	財源	受益者負担分	⑬	千円	0	1	0	1	0				1			
		国からの補助金等	⑭	千円	0	0	0	0	0				0			
		都からの補助金等	⑮	千円	595	1,182	2,381	533	596				533			
その他の補助金等		⑯	千円	0	0	0	0	0	0							
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰	千円	595	1,183	2,381	534	596	534							
差引:一般財源(⑰-⑬)	⑱	千円	9,356	10,249	2,841	3,400	3,269	3,392								
受益者負担比率⑬÷⑪		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								

平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 184

22年度の事業実施状況	内容	規模	整理番号 184	
			単位	事業費(千円)
(1)主な取組み	身体障害者相談員	14	人	641
	その他(事務費)			548
(2)事業実績	相談員の活動は、相談指導の他、会議・行事等への参加など地域活動が409件あり、活動日数は延べ540日でした。 緊急時等の「やむを得ない事由による施設入所等の措置」は実績がありませんでした。			

協働等点検	(1)協働等を実現しているか 十分に実現している	(2)協働等の相手 社団法人・財団法人等公益団体((3)へ)
	(3)協働等の形態 協働[その他]	(4)協働等の今後のあり方 実施継続

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	身体障害者手帳所持者数(4/1現在) 平成21年12,764人、平成22年12,876人、平成23年13,112人 障害者自立支援法施行後、措置によるサービス支給は例外的な場合に限られています。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	相談者のニーズが多様化、高度化していることから、相談に対応できる身体障害者相談員のスキルアップが求められています。
	今後の予測	障害者の相談機関の多様化により、相談員への相談件数の増加は緩やかになると考えられます。
評価と課題	身体障害者相談員制度は、気軽に相談できる身近な相談者として地域に強く根付いており評価しています。緩やかではありますが相談件数についても増加しており、身体障害者の自立生活の向上に貢献しています。障害者自立支援法により多様な相談機関が開設しており、相談員の役割も変化しつつあります。相談員の役割の明確化や相談技術の向上を強く求められています。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮小	<input type="radio"/> 廃止
		II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更		<input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更	
<p>身体障害者相談員については、身体障害者福祉法第12条の3で都道府県が行う事務とされ、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」により、特別区で実施しています。現在、東京都から特別区への権限委譲が検討されており、今後は区の事業として位置づけられる可能性があります。障害者が住み慣れた地域で継続して生活していくためには、身近な存在である相談員の制度は欠かせません。複雑化する制度や新たなサービスの創設などに対応するため、相談員の役割の明確化や相談技術の向上が必要となります。</p> <p>障害者自立支援法施行後、措置によるサービス支給は例外的な場合に限られています。しかし、障害者の高齢化や介護者の高齢化により、今後緊急に支援を必要とする場合も想定されます。</p>						

特記事項	
------	--

# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		知的障害者福祉措置		款	4	項	1	目	3	事業	2	整理番号	185						
担当部課名		保健福祉部障害者施策課		係名	管理係			連絡先電話番号	1143		昨年度整理番号	183							
上位施策No・施策名		34 障害者の地域社会での自立支援		予算事業区分								既定事業							
事務事業の概要	事業開始	昭和	▼	40	年度	<input checked="" type="checkbox"/>	実施計画事業	分野	2	政策番号	3	施策番号	5	事業コード	20	<input type="checkbox"/>	行革計画事業	<input type="checkbox"/>	主要事業
	対象	<input checked="" type="checkbox"/>	個人	<input type="checkbox"/>	世帯	<input checked="" type="checkbox"/>	団体	<input type="checkbox"/>	その他	<input type="checkbox"/>	内部管理	根拠法令等 (1) 杉並区知的障害者福祉法施行細則 (2) 杉並区障害者グループホーム等支援事業実施要綱							
	事業の目的・目標	(対象をどのような状態にしたいのか)		活動指標名(式)															
	○知的障害者の自立生活を支援し、地域で安心して生活できるようにする。				(1) 家賃助成受給者数		(2) 知的障害者相談員相談件数												
総事業費・コスト把握	活動内容		(事務事業の内容、やり方、手順)		成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標														
	○知的障害者とその家族の相談に知的障害者相談員が対応する。 ○緊急に支援を必要とする知的障害者に入所等の措置を行う。 ○知的障害者グループホーム利用者への家賃助成及び知的障害者グループホーム(区長指定)への入所委託を行う。				成果指標名(1)		家賃助成受給率		算定式・指標の説明等		家賃助成受給者数÷愛の手帳所持者数								
					成果指標名(2)		相談員の利用率		算定式・指標の説明等		相談件数÷愛の手帳所持者数								
区分		単位	20年度		21年度		22年度		23年度		計画(目標値)に対する22年度の達成率 %								
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画	実績										
指標	活動指標(1)	①	人	70	73	76	85	90	97	105.9									
	活動指標(2)	②	件	38	100	41	100	41	100	41.0									
	成果指標(1)	③	%	3.8	3.8	4.0	4.4	4.6	4.8	106.0									
	成果指標(2)	④	%	2.0	2.0	2.1	5.1	2.1	4.9	41.2									
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	35,431	67,870	57,121	38,969	38,945	43,009	22年度予算執行率%		99.9							
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 ※知的障害者グループホーム防火設備整備助成については、平成22年度は、他の事務事業(障害者グループホームの建設助成)にて実施しました。									
	(内)委託費	⑦	千円	41	583	563	81	80	81										
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	1.10 0.00	1.10 0.00	1.10 0.00	1.00 0.00	0.50 0.00	0.50 0.00										
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	9,955	9,767	9,767	8,920	4,460					4,460					
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	0	0					0					
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	45,386	77,637	66,888	47,889	43,405	47,469										
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	648,371	1,063,521	880,105	563,400	482,278	489,371										
	財源	受益者負担分	⑬	千円	0	1	0	1	0					1					
		国からの補助金等	⑭	千円	0	0	0	0	0					0					
		都からの補助金等	⑮	千円	413	15,880	20,165	380	394					380					
		その他の補助金等	⑯	千円	0	0	0	0	0					0					
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰	千円	413	15,881	20,165	381	394	381										
差引:一般財源(⑰-⑬)		⑱	千円	44,973	61,756	46,723	47,508	43,011	47,088										
受益者負担比率⑬÷⑪	⑲	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0											

# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 185

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		家賃助成	90	人	29,957
	入居委託	3	所	8,487	
	知的障害者相談員	10	人	394	
	その他 ( 事務費ほか )			107	
(2) 事業実績	相談員の活動は、相談指導の他、会議・行事等への参加など地域活動が567件あり、活動日数は延べ497日でした。 家賃助成の支給対象者は90人となり、年々増加しています。 知的障害者グループホーム(区長指定型)の入居委託は、3所となりました。(平成21年度5所)				

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか 十分に実現している	(2) 協働等の相手 社団法人・財団法人等公益団体((3)へ)
	(3) 協働等の形態 協働[その他]	(4) 協働等の今後のあり方 実施継続

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	愛の手帳所持者数(4月1日現在) 平成21年1,900人 平成22年1,952人 平成23年2,008人 障害者自立支援法施行後、措置によるサービス支給は例外的な場合に限られています。 知的障害者グループホーム(区長指定型)の入居委託に関しては、当初5所でしたが、障害者自立支援法に基づくグループホーム事業へ移行し、平成22年度は3所、平成23年4月現在2所となりました。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	地域で自立した生活を営むことができるよう、身近な相談機関の設置、グループホームの開設、家賃助成の継続の希望があります。
	今後の予測	グループホームの開設数の増加に伴い、家賃助成の対象者も増加が見込まれます。 相談員への相談件数については、障害者の相談機関の多様化により、緩やかな増加になると考えられます。
評価と課題		知的障害者相談員制度は、気軽に相談できる身近な相談者として地域に強く根付いており評価しています。障害者自立支援法により多様な相談機関が開設しており、相談員の役割も変化しつつあります。 グループホームの家賃助成は、東京都の制度に区単独分を追加して実施しています。対象者にとって自立した地域生活を営む上での経済的な基盤となっており必要不可欠な事業です。知的障害者が継続して地域生活を行うことに寄与しています。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充      ● 現状維持      ○ 縮 小      ○ 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更      ● 実施方法の変更
知的障害者相談員については、知的障害者福祉法第15条の2で都道府県が行う事務とされ、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」により、特別区で実施しています。現在、東京都から特別区への権限委譲が検討されており、今後は区の事業として位置づけられる可能性があります。障害者が住み慣れた地域で継続して生活していくためには、身近な存在である相談員の制度は欠かせません。複雑化する制度や新たなサービスの創設などに対応するため、相談員の役割の明確化や相談技術の向上が必要となります。 グループホームの開設数は年々増加しており、家賃助成の対象者も増える可能性があります。なお、平成22年12月の整備法公布に伴う障害者自立支援法の一部改正により、平成23年10月から、グループホームを利用している利用者の居住費用を助成する制度が創設されます。制度改正やそれに伴う東京都の動向によっては、家賃助成について検討が必要です。			

特記事項	
------	--

# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		障害者自立支援サービス		款	4	項	1	目	3	事業	3	整理番号	186		
担当部課名		保健福祉部障害者施策課		係名	自立支援給付係			連絡先電話番号	1155		昨年度整理番号	184			
上位施策No・施策名										34	障害者の地域社会での自立支援		予算事業区分	既定事業	
事務事業の概要	事業開始	平成	▼	18	年度	<input type="checkbox"/> 実施計画事業 分野		政策番号	施策番号	事業コード	<input type="checkbox"/> 行革計画事業 <input type="checkbox"/> 主要事業				
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 世帯 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 内部管理			支援を必要とする障害者(児)		根拠法令等	(1) 障害者自立支援法 (2) 杉並区障害者自立支援法施行細則							
	事業の目的・目標	(対象をどのような状態にしたいのか)			○障害者(児)に対し、障害福祉サービス等を適切に支給することで、一人ひとりが地域で安心して、自分らしく生きていけることを目指す。		活動指標名(式)	(1) 障害福祉サービス支給決定者数 (2) 補装具費支給件数							
	活動内容	(事務事業の内容、やり方、手順)			○支援の必要度を客観的に判断するための障害程度区分を認定し、障害者(児)一人ひとりの状況を勘案しながら安心して自分らしく生きるために必要かつ適切な障害福祉サービスの支給決定を行う。また併せて障害福祉サービス費、補装具費などの自立支援給付費の支給を行う。		成果指標	※(代)=適当な指標がない場合の代替指標							
				成果指標名(1)	(代)支給の申請をした人のうちサービスを利用した人の割合		算定式・指標の説明等	サービス利用者数/支給申請者数×100							
				成果指標名(2)	(代)身体障害者手帳所持者のうち、補装具の給付を受けた人の割合		算定式・指標の説明等	補装具費支給件数/手帳所持者数×100							
区分		単位	20年度		21年度		22年度		23年度	計画(目標値)に対する22年度の達成率 %					
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画							
指標	活動指標(1)	①	人	1,953	2,181	2,181	2,343	2,343		100.0					
	活動指標(2)	②	件	747	770	644	736	855	736	116.2					
	成果指標(1)	③	%	86.0	90.0	84.5	90.0	79.0	90.0	87.8					
	成果指標(2)	④	%	6.0	6.0	5.0	6.0	6.6	5.6	110.0					
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	3,035,249	3,795,241	3,726,153	4,340,518	4,311,097	4,360,825	22年度予算執行率%		99.3			
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	<b>特記事項</b> ・活動指標(1)を活動内容を的確に表すことのできる「障害福祉サービス支給決定者数」に変更しました(平成22年度までの活動指標「ホームヘルプサービス提供時間」)。 ・活動指標(1)の23年度計画は、申請者数に左右されるため目標値を設定することが困難です。このため空欄としています。					
	(内)委託費	⑦	千円	15,609	17,597	17,221	14,966	14,964	15,407						
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	9.29   2.50	8.40   2.00	9.11   2.00	7.40   3.00	7.92   3.50	6.90   3.50						
	人件費	⑨	千円	84,075	74,584	80,888	66,008	70,646	61,548						
	(内)非常勤職員分	⑩	千円	7,000	5,586	5,586	8,850	10,325	10,325						
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	3,126,324	3,875,411	3,812,627	4,415,376	4,392,068	4,432,698						
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	1,600,780	1,776,896	1,748,110	1,884,497	1,874,549							
	受益者負担分	⑬	千円	0	0	0	0	0	0						
	国からの補助金等	⑭	千円	1,418,388	1,804,759	1,767,098	2,067,530	2,053,167	2,041,870						
都からの補助金等	⑮	千円	734,961	931,004	925,747	1,038,209	1,042,514	1,100,621							
その他の補助金等	⑯	千円	0	0	0	0	0	0							
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰	千円	2,153,349	2,735,763	2,692,845	3,105,739	3,095,681	3,142,491							
差引:一般財源(⑰-⑬)	⑱	千円	972,975	1,139,648	1,119,782	1,309,637	1,296,387	1,290,207							
受益者負担比率⑬÷⑪	⑲	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							

# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 186

22年度の事業実施状況	(1)主な取組み	内 容	規 模	単 位	事業費(千円)
				介護給付費	1,224
		訓練等給付費	739	人	727,618
		旧法施設支援	329	人	469,682
		補装具費	855	件	90,286
		その他 ( 自立支援医療費、区分認定審査会等 )			833,023
	(2)事業実績	障害福祉サービスは、福祉事務所、オブリガード職員による利用者との相談・申請を通じて支給決定を行い給付しました。補装具費の支給は福祉事務所の身体障害者福祉担当が相談・支給決定を行いました。また、障害程度区分の認定では現況調査を行い、審査会を開催(43回)しました。			

協働等点検	(1)協働等は実現しているか 一部実現している	(2)協働等の相手 社団法人・財団法人等公益団体((3)へ)	
	(3)協働等の形態 委託 [業務量の50%未満に相当]	(4)協働等の今後のあり方 実施継続	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	障害福祉サービス利用実績の推移(10月31日現在) 訪問系サービス 平成18年度 434人 平成20年度 459人 平成22年度 466人 通所系サービス 平成18年度 69人 平成20年度 80人 平成22年度 61人 居住系サービス(グループホーム等)平成18年度 129人 平成20年度 164人 平成22年度 180人
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	障害者自立支援法による障害福祉サービスには、障害程度区分の認定有効期間、サービスの支給決定期間、利用者負担額の適用期間の3種類の期間があるため、更新手続きが煩雑であるとのご意見がありました。
	今後の予測	国は、平成25年8月を目途に障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉法を制定するとしています。
	評価と課題	事業開始時に比べ、訪問系サービスは約7%居住系サービスは約40%の利用者増、また補装具費の支給も前年比で約200件増えたことなどから、当事業が障害者(児)の地域での安心した暮らしに大きく貢献していると考えています。しかしながら、成果指標(1)は前年比6ポイント減となっており、適正なサービスの支給に必要な利用者の状況把握について、申請・相談窓口である関係機関との連携が課題です。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡 充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 実施方法の変更
	平成22年12月に「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、障害者自立支援法や児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の改正がなされました。法律の施行は平成24年4月1日(一部は公布の日、平成24年4月1日までの間において政令で定める日等)となっているため、これに向けての制度の整備や事業の実施について、着実に準備を進めていきます。 平成25年8月に、障害者自立支援法が廃止され新たな総合福祉法が制定される予定です。新たな法について情報を収集し、制度移行がスムーズにできるよう準備をします。		

特記事項	
------	--

## 平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		障害者地域生活支援事業		款	4	項	1	目	3	事業	4	整理番号	187								
担当部課名		保健福祉部障害者施策課・障害者生活支援課		係名	管理係			連絡先電話番号	1148		昨年度整理番号	185									
上位施策No・施策名		34 障害者の地域社会での自立支援		予算事業区分								既定事業									
事務事業の概要	事業開始	平成	▼	18	年度	<input checked="" type="checkbox"/>	実施計画事業	分野	2	政策番号	3	施策番号	5	事業コード	21	<input type="checkbox"/>	行革計画事業	<input checked="" type="checkbox"/>	主要事業		
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 世帯 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 内部管理			身体障害者、知的障害者、精神障害者 など		根拠法令等	(1) 障害者自立支援法第77条 (2)													
	事業の目的・目標	(対象をどのような状態にしたいのか)			○障害者が住み慣れた地域で、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。		活動指標名(式)	(1) 移動支援事業利用者数 (2) 自立生活支援センター等での相談件数(延べ人数)													
	活動内容	(事務事業の内容、やり方、手順)			○相談支援、日常生活用具の給付・貸与、移動支援、地域活動支援センター、日帰りショートステイ、訪問入浴サービス等の利用は、対象者の申請に基づき、各事業の資格要件を判断した上で、サービスを給付または助成する。		成果指標	※(代)=適当な指標がない場合の代替指標													
		成果指標名(1)		1ヶ月の移動支援利用者率		算定式・指標の説明等		移動支援事業利用者数÷移動支援事業支給決定者数								成果指標名(2)		新規の相談件数		算定式・指標の説明等	
区分		単位	20年度		21年度		22年度		23年度		計画(目標値)に対する22年度の達成率 %										
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画	実績												
指標	活動指標(1)	①	人	441	450	482	530	542	560	102.3											
	活動指標(2)	②	件	13,801	14,000	16,729	18,000	22,102	24,000	122.8											
	成果指標(1)	③	%	56.3	63.0	54.5	55.0	60.4	60.0	109.8											
	成果指標(2)	④	件	1,151	1,500	973	1,000	973	1,000	97.3											
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	430,771	546,502	502,526	571,975	565,605	569,658	22年度予算執行率%		98.9									
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項											
	(内)委託費	⑦	千円	345,203	448,874	419,192	481,897	476,838	481,913												
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	6.21 3.00	6.21 3.00	8.59 3.00	8.99 2.00	9.14 0.00	8.52 2.50												
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	56,201	55,139	76,271	80,191	81,529	75,998											
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	8,400	8,379	8,379	5,900	0	7,375											
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	495,372	610,020	587,176	658,066	647,134	653,031												
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	1,123,293	1,355,600	1,218,207	1,241,634	1,193,974	1,166,127												
	財源	受益者負担分	⑬	千円	9,145	12,589	10,898	4,624	3,736	3,663											
		国からの補助金等	⑭	千円	156,484	133,879	166,724	199,637	165,273	180,298											
		都からの補助金等	⑮	千円	83,046	75,377	89,875	106,959	89,039	97,609											
		その他の補助金等	⑯	千円	0	0	0	0	0	0											
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰	千円	248,675	221,845	267,497	311,220	258,048	281,570												
差引:一般財源(⑰-⑬)		⑱	千円	246,697	388,175	319,679	346,846	389,086	371,461												
受益者負担比率⑬÷⑪	⑲	%	1.8	2.1	1.9	0.7	0.6	0.6													

# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 187

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規 模	単 位	事業費(千円)
		移動支援事業委託	111,470	時間	310,833
	日常生活用具の給付	5,749	件	79,334	
	訪問入浴サービス委託	2,197	回	20,322	
	相談支援事業運営(7所のうち6所委託)	22,102	件	85,895	
	その他 ( 地域活動支援センター、更生訓練費、就職支度金、日帰りショート、自動車改造費ほか )			69,221	
(2) 事業実績	平成22年7月に相談支援事業所の委託を1所開始し、区内で7所となりました。相談件数も着実に増加しています。移動支援事業では、利用時間数が年々増加しています。日帰りショートステイ事業では、施設の改築に伴う一時移転により定員が1名増えました。				

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか 十分に実現している	(2) 協働等の相手 企業・個人事業者((3)へ)	
	(3) 協働等の形態 委託 [業務量の50%以上に相当]	(4) 協働等の今後のあり方 実施継続	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成18年10月の障害者自立生活支援法本格施行に伴い、事業の再編・新規事業を開始しました。法施行3年目を迎えた平成20年度に法の見直しが行われました。平成22年12月には整備法が公布され、障害者自立支援法の一部が改正されました。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	移動支援事業では、通所施設からの余暇活動について利用したい、利用できる対象年齢を拡大して欲しい等の要望が出されています。また、日帰りショートステイ事業では、満員で利用できないケースもあることから、利用定員を増やして欲しいとの要望が出されています。
	今後の予測	整備法の施行により、重度視覚障害者の移動支援の個別給付化(同行援護)、相談支援の充実が行われる予定です。事業の実施内容にも大きな影響があると予想されます。
評価と課題	移動支援事業では、利用時間数が年々増加していますが、サービス利用範囲の拡大等柔軟な対応を求める声も多くありますので、質の高い提供体制を確保しつつ、適切な実施方法を検討していきます。相談支援事業所については、今後、相談支援事業所の役割や業務内容を再検討し、地域での相談体制のさらなる充実を図っていきます。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充	● 現状維持	○ 縮 小	○ 廃 止
		II 事業の改善	● 事業内容の変更	○ 実施方法の変更		
<p>・移動支援事業では、平成23年10月に同行援護が開始となり、重度視覚障害者の一部が移行する予定です。移動支援事業は、地域で生活をしていく上で欠かせない事業であることから、障害福祉サービスや通学・通所など他の施策との関連が深く、サービス提供のあり方について総合的に検討を行い、実施する必要があります。</p> <p>・相談支援事業では、相談件数に対応するための体制の整備や福祉事務所、保健センターとの役割分担の検討を進めています。障害者自立支援法改正法に合わせて、地域の障害者がサービスを利用するに当たって、適切な相談支援ができるように事業所への支援を進めていきます。</p> <p>・日帰りショートステイ事業は、放課後対策としての利用も多くなっています。平成24年4月に施行される予定の放課後等デイサービス事業との役割分担を明確にする必要があります。また、安全で質の高いサービス提供ができるよう、事業者の支援・指導も徹底する必要があります。</p> <p>平成25年8月を目途に検討されている「障害者総合福祉法(仮称)」の施行により、地域生活支援事業を取り巻く環境も大きく変わると予想されます。地域生活支援事業として提供しているサービスは、障害者が地域で自立した日常生活又は社会生活を行うための重要なものです。今後の国の動向を注視しつつ、区のサービス提供のあり方を検討していきます。</p>						

特記事項	
------	--



# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 188

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
				月額上限額負担助成	19
		居宅介護費負担助成	65	人	100
		義務教育就学児補装具自己負担助成	229	件	4,696
		その他 ( )		人	0
	(2) 事業実績	毎年、障害福祉サービス利用者あてに利用者負担軽減・免除等申請書を送付し申請を受け付けています。また、申請に基づき収入等の確認を行い障害福祉サービス受給者証の発行をしています。乳幼児・義務教育児童の補装具費は、福祉事務所で保護者から申請を受付・決定し、障害者施策課で支払いをしています。			

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか <input type="text" value="実現していない(実現は困難)((4)へ)"/>	(2) 協働等の相手 <input type="text"/>	
	(3) 協働等の形態 <input type="text"/>	(4) 協働等の今後のあり方 <input type="text" value="行政直轄"/>	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	主な国の利用者負担制度の見直し等 【事業開始】応益負担(サービス利用に応じて負担) 【平成19年12月】低所得の方の月額上限額の引き下げ等 【平成20年7月】世帯範囲の見直し等【平成21年7月】資産要件の撤廃等 【平成22年4月】非課税世帯の利用者負担が無料
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	
	今後の予測	平成22年12月に「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、法律上においても負担能力に応じた負担を原則とすることになりました(平成24年4月1日施行)。
	評価と課題	法制度では対象になっていない特別区民税均等割額世帯の利用者負担額の軽減や、義務教育就学児補装具費自己負担助成は、低所得者層の方や義務教育就学児のいる子育て世帯が、必要なサービスを安定的に受けられることに大きく貢献しています。しかしながら平成24年4月に法が施行され利用者負担及び補装具費の負担の考え方が変わるため、これを踏まえて区独自制度の見直しを行う必要があります。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更
		平成22年12月に「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、法律上においても負担能力に応じた負担を原則とすることになりました。また、補装具費の支給についても法律上応能負担が原則になるとともに、高額障害福祉サービス費の合算対象となる費用になることから、現在の負担軽減制度について必要な見直しをしていきます。	

特記事項	
------	--



# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 193

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		(2) 事業実績	小規模作業所等から新体系へ平成20年度末までに14所、平成21年度に2所、平成22年度に6所(4月に5所、年度途中で1所)が移行しました。移行した施設に上記の助成を行い、円滑な運営が行われています。		
		通所サービス利用促進事業	4	所	9,727
		移行運営安定化助成	12	所	75,479
		訓練等給付交通費等助成	18	所	28,023
		訓練等給付施設借上費助成等	11	所	77,752
		その他 ( リサイクル推進事業 )			500

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか 一部実現している	(2) 協働等の相手 NPO・ボランティア・市民活動団体((3)へ)	
	(3) 協働等の形態 協働[補助・助成]	(4) 協働等の今後のあり方 実施継続	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	通所サービス事業については、平成20年度以降は車両購入費を除いた人件費等の運営費の助成です。新体系への移行については、平成20年度末時点で小規模作業所等は14所が移行完了しました。平成21年度も2所が移行し、平成22年度途中にも1所が移行しました。今後も新体系への移行はさらに増加する見込みです。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	新体系の移行への関心と、自立支援法の抜本的見直しに伴う報酬改定等について、保護者から多くの意見が寄せられました。
	今後の予測	新体系の移行については、区独自の支援策を平成23年度まで延長しますが、平成23年度末までに地域生活支援センターへの移行を含め全ての施設が移行完了する予定です。
評価と課題		障害者自立支援法が平成18年に施行されてから、小規模作業所等の新体系への移行、特に就労継続B型事業への移行は、22年度においても進みました。21年4月には旧法施設の「生活介護や多機能型事業」への移行も実現しました。区の移行促進の取り組みが実を結んだ形となりましたが、新体系への移行期限は23年3月までですので、今後条件の整わない事業所への支援策の方策を検討する必要があります。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡 充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更
<p>この事業は、①事業者の家賃補助等を行う「訓練等給付施設整備費助成」事業、②利用者の交通費や給食費を助成する「訓練等給付交通費及び給食費助成」事業、③利用者の送迎支援を行う「送迎支援事業」、④運営経費を補助する「移行運営安定化助成」事業、等から成っております。</p> <p>この中で、自立支援法の「移行運営安定化助成」事業ですが、この補助金は今年度から都から区に事務が移行し、区が「通所施設サービス推進事業補助金交付要綱」を設置し対応していくこととなります。なお、この事務移管に伴い、これまで都で支給していた旧法施設についても区で扱うこととなり、予算規模は大幅に増加します。</p> <p>いずれの補助金も、各施設の安定した運営を支援するため、引き続き適正な補助金の支給事務に努めていく必要があります。</p> <p>なお、今年度末までに、移行ができない施設については、早急に対応方法を検討していきます。</p>			

特記事項	
------	--



# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 194

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		運営委託	4	所	30,517
		その他 ( 管理事務費 )			12
	(2) 事業実績	高田寮、茜寮、せいび寮、第二せいび寮の4つのグループホームの運営を委託しました。			

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか 十分に実現している ▼	(2) 協働等の相手 社団法人・財団法人等公益団体((3)へ) ▼	
	(3) 協働等の形態 委託 [業務量の50%以上に相当] ▼	(4) 協働等の今後のあり方 実施継続 ▼	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	利用希望者の増加にあわせ、昭和59年4月(高田寮)、昭和61年4月(茜寮)、平成元年4月(せいび寮)、平成3年1月(第2せいび寮)、平成4年11月(清明寮)と、設置数を増やしてきましたが、平成21年1月に清明寮が廃寮となり、現在4所となっています。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	グループホームの利用期間は原則3年間としていますが、短期間の利用または3年を超える利用についての要望があります。
	今後の予測	当事業により、グループホームでの生活を体験することや地域生活に向けての支援が行われていますが、平成21年4月から、障害者自立支援法に基づくグループホームにおいても、体験利用の仕組みが整ったため、法内移行に向けた事業の見直しが必要です。
	評価と課題	知的障害者がグループホームでの生活を体験し、生活訓練を受けることにより、自立した生活することを目的として実施しています。訓練の成果として、多くの利用者がグループホーム利用後に地域で自立した生活を行っており、当事業の効果は評価できます。平成21年4月から障害者自立支援法に基づくグループホームにおいても体験利用が可能となったことにより、当事業との整合性を図る必要があります。

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充      ○ 現状維持      ● 縮 小      ○ 廃 止
		II 事業の改善	● 事業内容の変更      ○ 実施方法の変更
	平成21年4月から障害者自立支援法に基づくグループホームでの体験利用が可能となりました。利用期限についても、当事業では原則3年間としていますが、各利用者の意向を反映した短期間利用もできます。また、すだちの里すぎなみにおいても、当事業と同様に、地域での自立に向けた生活訓練を実施しています。当事業の担う役割も大きく変化してきています。運営法人と見直しに向けた協議を行い、順次条件等が整うグループホームから見直しを行います。高田寮、茜寮については、今年度中の見直しを目指します。		

特記事項	
------	--



# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 195

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		運営助成	1	所	14,638
		その他 ( )			0
	(2) 事業実績	ゲンキ本天沼に運営費の助成を行いました。			

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか 十分に実現している	(2) 協働等の相手 NPO・ボランティア・市民活動団体((3)へ)	
	(3) 協働等の形態 協働[補助・助成]	(4) 協働等の今後のあり方	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成18年4月から入居を開始しました。開設当初に入居した利用者については、訓練の成果により地域移行を実現した方もいます。地域移行が実現できるように、グループホーム入居者への支援のあり方について、利用者・運営法人・区で評価・検討を行っております。平成21年10月から、障害者自立支援法に基づくグループホームにおいても、これまで利用できなかった身体障害者の利用が可能となりました。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	入居期間3年の通過型グループホームですが、期間を区切らないで継続して利用できるようにとの声が開設当初からありました。このような声を反映する形で、23年度からは障害者自立支援法に基づくグループホームとなっています。
	今後の予測	平成21年10月より、障害者自立支援法に基づくグループホームにおいても、身体障害者の利用が可能になりました。平成23年4月に、区独自の運営助成による事業から障害者自立支援法に基づくグループホームに移行しました。
	評価と課題	平成22年度は、利用者数が2人に減少しました。入居期間が3年間と区切られていることなどにより、新規の利用希望がありませんでした。補助対象の身体障害者グループホームが、平成23年4月1日付で障害者自立支援法に基づくグループホームの指定を受けました。平成18年3月20日の開設後、延べ6人の方にご利用いただき、通過型のグループホームとして一定の成果をあげることができました。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充      ○ 現状維持      ○ 縮 小      ● 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更      ○ 実施方法の変更
	平成21年10月より障害者自立支援法に基づくグループホームにおいて身体障害者の利用が可能になり、当事業の見直しに向けて運営法人と協議を重ねてきました。平成23年4月1日に障害者自立支援法に基づくグループホームに移行し、利用者の確保、運営の安定化、利用者の意向を反映した利用期間の設定などが可能となりました。今後は、より充実したサービス提供を行うことができるよう、運営法人に対し必要な助言・指導を行っていきます。当事業については、平成22年度で廃止となりました。		

特記事項	
------	--



# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 196

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
				第一生活ホーム(ハウス和田1F)	4
		第二生活ホーム(ハウス和田2F)	4	人	1,584
		その他 ( )			0
	(2) 事業実績	ハウス和田1F・2Fに、運営費の助成を行いました。			

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか 十分に実現している	(2) 協働等の相手 社団法人・財団法人等公益団体((3)へ)	
	(3) 協働等の形態 協働[補助・助成]	(4) 協働等の今後のあり方 実施継続	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	生活ホームは平成9年10月に定員4人で開設し、その後平成10年10月に6人、平成11年4月に8人と増員してきました。平成13年10月に国のグループホームの指定を受け国庫補助の対象施設となりました。現在、障害者自立支援法上のグループホームとなっていますが、さらに、区で運営費の一部を助成しています。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	生活ホームは運営法人に当助成を行っているため、他のグループホームに比べて利用者負担が少なく、比較的収入の少ない福祉的就労者が利用しやすく、当事業を存続してほしいとの要望があります。
	今後の予測	障害者自立支援法に基づくグループホームの開設が、毎年行われています。この事業について、これらのグループホームとの整合性が取れていないため、見直しを行う必要があります。
	評価と課題	障害者の自立に向けた支援が行われており、比較的収入の少ない利用者についても負担の軽減を図ることもできています。しかし、障害福祉サービスの給付費に上乗せ補助する事業のため、他のグループホームとの整合性や助成の適正化を図るため見直しが必要です。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充      ○ 現状維持      ○ 縮 小      ● 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更      ○ 実施方法の変更
	障害者自立支援法に基づくグループホームとの整合性を図りながら、助成の適正化に向け運営法人との協議を引き続き行います。 また、平成22年12月の整備法公布に伴う障害者自立支援法の一部改正により、平成23年10月から、グループホームを利用している利用者の居住費用を助成する制度が創設されます。制度改正の状況や他グループホームにおける利用者負担の状況等を把握し、早期に見直しを進めていきます。		

特記事項	
------	--

## 平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		障害者自立宿泊訓練事業		款	4	項	1	目	3	事業	15	整理番号	198	
担当部課名		保健福祉部障害者施策課		係名	管理係			連絡先電話番号	1142		昨年度整理番号	196		
上位施策No・施策名										34	障害者の地域社会での自立支援		予算事業区分	既定事業
事務事業の概要	事業開始	平成	▼	14	年度	<input type="checkbox"/> 実施計画事業		分野	政策番号	施策番号	事業コード	<input type="checkbox"/> 行革計画事業 <input type="checkbox"/> 主要事業		
	対象	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 内部管理		障害者自立宿泊訓練事業を実施する障害者団体				根拠法令等	(1) 杉並区心身障害者自立宿泊訓練事業補助金要綱 (2)					
	事業の目的・目標	(対象をどのような状態にしたいのか) ○重度の心身障害者が地域の中で自立する力を身につける場を確保することにより、障害者の自立支援の充実を図る。				活動指標名(式) (1) 延べ利用者数 (2) 訓練実施回数								
	活動内容	(事務事業の内容、やり方、手順) ○重度心身障害者が地域の中で安定した生活が送れるよう、宿泊しながら自立生活の体験や訓練を行う。 ○この事業を実施する障害者団体に対し、事業運営費の一部を助成する。また、訓練事業の場として、高井戸市民センターの一部を改修した場所を無償貸与する。なお、平成23年度は、高井戸市民センター改修のため、活動場所が変更となった。				成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) 算定式・指標の説明等 成果指標名(2) 算定式・指標の説明等								
区分		単位	20年度		21年度		22年度		23年度		計画(目標値)に対する22年度の達成率 %			
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画	実績					
指標	活動指標(1)	①	人	64	84	78	84	84	36	100.0				
	活動指標(2)	②	回	61	84	78	84	84	36	100.0				
	成果指標(1)	③												
	成果指標(2)	④												
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	5,027	5,331	5,235	5,172	5,128	5,030	22年度予算執行率% 99.1				
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 平成23年度の訓練実施回数等の指標が減少している主な理由は、以下のとおりです。 ・変更後の活動場所で、円滑かつ安全に活動が出来るよう改修工事を行う必要がある。 ・事業予算内で家賃等を支出する必要がある。				
	(内)委託費	⑦	千円	0	301	210	44	0	0					
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	0.10 0.00	0.10 0.00	0.20 0.00	0.20 0.00	0.20 0.00	0.20 0.00					
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	905	888	1,776	1,784	1,784				1,784	
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	0	0				0	
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	5,932	6,219	7,011	6,956	6,912	6,814					
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	92,688	74,036	89,885	82,810	82,286	189,278					
	財源	受益者負担分	⑬	千円	0	0	0	0	0				0	
		国からの補助金等	⑭	千円	0	0	0	0	0				0	
		都からの補助金等	⑮	千円	2,500	2,500	2,535	2,500	2,500				2,500	
その他の補助金等		⑯	千円	0	0	0	0	0	0					
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰	千円	2,500	2,500	2,535	2,500	2,500	2,500					
差引:一般財源(⑰-⑬)		⑱	千円	3,432	3,719	4,476	4,456	4,412	4,314					
受益者負担比率⑬÷⑪	⑲	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						

# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 198

22年度の事業実施状況	(1)主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		運営助成	1	団体	5,098
		その他 ( 運営事務費ほか )			30
	(2)事業実績	障害者自立宿泊訓練事業に従事する介助者の人件費、事業費、管理費として、補助金を執行しています。また、平成23年度からは、活動場所の家賃が必要となったため、この費用も含めて補助することとなりました。			

協働等点検	(1)協働等は実現しているか 十分に実現している	(2)協働等の相手 NPO・ボランティア・市民活動団体((3)へ)	
	(3)協働等の形態 協働[補助・助成]	(4)協働等の今後のあり方 実施継続	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成14年10月事業開始。高井戸市民センターの改修に伴い、平成23年度からは活動場所が変更となりました。事業の内容については、これまでも大きな変化はなく、現在に至っています。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	自立訓練を継続することにより、自宅からグループホーム等への移行が円滑に行えるようになる。
	今後の予測	グループホームの体験利用やショートステイなど、他施策の活用を含めた検討が必要となります。
	評価と課題	この事業では、各利用者の状況にあわせて作成した個別プログラムに基づき、重度身体障害者が介助者と共に宿泊体験や日中活動を行っています。地域での自立した生活へ向けてのステップとして一定の成果をあげていると評価できます。しかし、家賃等の経費負担が大きいため、当事業を単独で継続していくことは困難です。グループホームなど他施設であわせて行うなど、事業の実施方法について、見直しを図る必要があります。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充      ○ 現状維持      ● 縮 小      ○ 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更      ● 実施方法の変更
	自立生活の体験は、自宅からグループホーム等他の住まいへ移行するステップとして効果はあります。しかし、事業を実施する障害者団体に補助する現行の実施内容・実施方法では限界があります。住み慣れた地域での自立生活につなげられる効果的な方法はないか、今後のグループホームやショートステイなどの建設にあわせ、その一部を活用するなど複合的な観点から検討をする必要があります。		

特記事項	
------	--

# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		障害者等ホームヘルプサービス		款	4	項	1	目	3	事業	16	整理番号	199	
担当部課名		保健福祉部障害者施策課		係名	障害者福祉係		連絡先電話番号	1146		昨年度整理番号	197			
上位施策No・施策名		34 障害者の地域社会での自立支援		予算事業区分							既定事業			
事務事業の概要	事業開始	昭和	▼	49	年度	<input type="checkbox"/> 実施計画事業	分野	政策番号	施策番号	事業コード	<input type="checkbox"/> 行革計画事業	<input type="checkbox"/> 主要事業		
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 世帯	<input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 内部管理	根拠法令等	(1) 杉並区重度脳性麻痺者介護事業運営要綱 (2) 杉並区重度心身障害者等ホームヘルパー特別派遣事業運営要綱						
	事業の目的・目標	(対象をどのような状態にしたいのか) ○他者との交流が難しい重度脳性麻痺者が、家族の援助をもって生活圏の拡大を図る。 ○日常生活を営むことが困難になった場合に本人が選んだ選定介護人または民間事業者からヘルパーを派遣することにより障害者等の日常生活を支える。 ○難病患者等の家庭にホームヘルパーを派遣し、日常生活を営むのに必要なサービスを提供する。						活動指標名(式) (1) 重度脳性麻痺者介護事業 年度末登録者数 (2) 難病患者等ホームヘルプサービス派遣世帯数						
	活動内容	(事務事業の内容、やり方、手順) ○重度脳性麻痺者の生活介助等、介護する家族へその対価を支給する。 ○介護者が一時的な理由で介護できない時、選定介護人を派遣する。 ○難病患者等の援助内容を保健センターで計画し、福祉事務所でヘルパーの派遣を決定する。委託した民間事業者のヘルパーが家事援助、身体介護を行う。						成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) (代)重度脳性麻痺者介護事業 延べ介護回数 算定式・指標の説明等 成果指標名(2) (代)難病患者等ホームヘルプサービス 延べ派遣回数 算定式・指標の説明等						
区分		単位	20年度		21年度		22年度			23年度	計画(目標値)に対する22年度の達成率 %			
			実績		計画		実績		計画(目標値)	実績		計画		
指標	活動指標(1)	①	人	39	46	38	42	36	40	85.7				
	活動指標(2)	②	世帯	4	5	6	8	3	4	37.5				
	成果指標(1)	③	回	5,850	6,624	5,400	6,048	5,140	5,760	85.0				
	成果指標(2)	④	回	362	573	431	676	332	572	49.1				
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	39,338	43,140	36,927	41,262	34,866	39,559	22年度予算執行率% 84.5				
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項				
	(内)委託費	⑦	千円	919	1,697	1,311	1,940	1,001	1,685					
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	0.42 0.22	0.42 0.00	0.43 0.00	0.43 0.00	0.43 0.00	0.40 0.00	平成22年度予算執行率が、84.5%だった主な理由は、次のとおりです。 ・重度脳性麻痺者介護事業については、22年度に新規1名に対し喪失者5名と喪失が多かったこと、また長期入院で請求のない受給者が2名あるなど、当初の見込みを下回る利用実績となりました。 ・難病患者等ホームヘルプサービス事業については、障害者自立支援法・介護保険法の適用により、年度の途中からサービスを必要としなくなった方が続き、当初6名を予定していた利用者数が、最終的に3名になったためです。				
	人件費	⑨	千円	3,801	3,729	3,818	3,836	3,836	3,568					
	(内)非常勤職員分	⑩	千円	616	0	0	0	0	0					
	総事業費(⑤+⑨+⑩)	⑪	千円	43,755	46,869	40,745	45,098	38,702	43,127					
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	1,121,923	1,018,891	1,072,237	1,073,762	1,075,056	1,078,175					
	受益者負担分	⑬	千円	97	98	76	148	34	124					
	国からの補助金等	⑭	千円	615	653	1,169	830	1,014	560					
都からの補助金等	⑮	千円	38,543	43,780	35,682	40,030	34,153	38,065						
その他の補助金等	⑯	千円	0	0	0	0	0	0						
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰	千円	39,255	44,531	36,927	41,008	35,201	38,749						
差引:一般財源(⑰-⑬)	⑱	千円	4,500	2,338	3,818	4,090	3,501	4,379						
受益者負担比率(⑬÷⑪)		%	0.2	0.2	0.2	0.3	0.1	0.3						

# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 199

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規 模	単 位	事業費(千円)
				重度脳性麻痺者介護事業 介護人謝礼	5,140
		難病患者等ホームヘルパー派遣	3	世帯	958
		重度心身障害者等ホームヘルプ特別派遣 選定介護人謝礼	3	人	137
		その他 ( 事務費ほか )			53
	(2) 事業実績	重度脳性麻痺者介護事業は、自立支援サービス、介護保険サービスを利用していない重度障害者介護人に報償をお支払いすることで、障害者・介護者双方の福祉に貢献しています。 難病患者等ホームヘルプサービスの対象者は少ない上、受給者の身体状況の変化により利用回数は変動します。22年度は利用者の入院等が続いたため、実績回数が減少しました。			

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか 一部実現している	(2) 協働等の相手 NPO・ボランティア・市民活動団体((3)へ)	
	(3) 協働等の形態 協働[その他]	(4) 協働等の今後のあり方 実施継続	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成15年度から支援費の支給決定者を対象外としたため、脳性麻痺者介護事業の登録者数は減となりました。また平成18年4月の障害者自立支援法施行後、新規申請はほとんどありません。特別派遣の制度開始時は家政婦派遣のみで実施していましたが、昭和55年度から本人推薦の選定介護人制度を導入しました。また、平成15年度に家政婦派遣を支援費制度に移行するとともに年間の利用限度日数を20日としました。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	特別派遣について、派遣対象事由の基準や葬儀など緊急時の派遣を明確化してほしい。 難病患者等ホームヘルプサービスは、障害者自立支援サービスや介護保険サービスが利用できない方に必要なサービスであり、継続が望まれています。
	今後の予測	重度脳性麻痺者介護事業では、22年度に自立支援サービスの利用開始等で5名の方が資格喪失、一方新規認定は1名しかおらず、受給者は徐々に減少していくと予想されます。難病患者等ホームヘルプサービスの対象者は限定されていて規模が小さいため、今後も現状維持等、大きな変化は見られないと予想されます。
	評価と課題	重度脳性麻痺者介護事業においては、障害者・介護人の高齢化に伴い、自立支援サービスの受給や施設入所を希望される方が増えています。受給資格有無をより正確に行う必要があります。 難病患者等ホームヘルプサービスの利用実績は少ないですが、障害者自立支援法や介護保険法によるサービスが利用できない方に必要なサービスであり、難病患者の生活を支える重要な制度と評価しています。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充      ● 現状維持      ○ 縮 小      ○ 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更      ● 実施方法の変更
	平成25年8月を目途に検討されている「障害者総合福祉法(仮称)」の施行など、障害者福祉施策には大きな変化が予想されます。新法では難病患者もサービス提供の対象となる障害者と位置づけられる見込みですので、新法によるサービス提供が行われるようになれば、難病患者等ホームヘルプサービス事業についても見直しが必要になると予想されます。		

特記事項	
------	--

## 平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		障害者福祉機器の給付と貸付等			款	4	項	1	目	3	事業	17	整理番号	200						
担当部課名		保健福祉部障害者施策課			係名	障害者福祉係			連絡先電話番号	1145		昨年度整理番号	198							
上位施策No・施策名		34 障害者の地域社会での自立支援			予算事業区分								既定事業							
事務事業の概要	事業開始	昭和	▼	50	年度	<input type="checkbox"/> 実施計画事業		分野		政策番号	施策番号	事業コード	<input type="checkbox"/> 行革計画事業 <input type="checkbox"/> 主要事業							
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人		<input type="checkbox"/> 世帯		<input type="checkbox"/> 団体		<input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 内部管理		根拠法令等								
	身体障害者手帳所持者で、事業の受給要件に合致する方											(1) 杉並区重度障害者(児)日常生活用具給付等事業要綱								
												(2) 杉並区身体障害者用三輪自転車購入費助成要綱								
事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)											活動指標名(式)									
○在宅重度身体障害者のコミュニケーション・緊急連絡の手段を確保する。 ○身体障害者用ペダル踏込式三輪自転車購入費の助成により、肢体不自由者の外出支援・生活圏を拡大する。 ○酸素購入費の助成により、呼吸器機能障害者の経済的負担を軽減する。											(1) 福祉電話の架設・休止等の工事件数									
											(2) 三輪自転車購入費助成決定者数									
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)											成果指標					※(代)=適当な指標がない場合の代替指標				
○難聴者又は外出が困難な方で、コミュニケーション・緊急連絡等の手段として電話が必要な方に対し、福祉電話を貸与する。 ○肢体不自由で身体障害者用回転式三輪自転車を利用できない方に対し、ペダル踏込式三輪自転車の購入費の1/2を助成する。 ○日常生活用具の酸素吸入装置を受給し、在宅酸素療法基準病院以外で酸素を購入している方に対し、酸素購入費の一部を助成する。											成果指標名(1)					(代)福祉電話の架設・休止等の工事件数対前年比				
											算定式・指標の説明等									
											成果指標名(2)					(代)三輪自転車助成台数対前年比				
											算定式・指標の説明等									
区分		単位	20年度		21年度		22年度				23年度	計画(目標値)に対する22年度の達成率 %								
			実績		計画		実績		計画(目標値)		実績		計画							
指標	活動指標(1)	①	件	7	4	7	4	4	5	100.0										
	活動指標(2)	②	人	1	2	0	2	1	2	50.0										
	成果指標(1)	③	%	233.0	57.1	100.0	100.0	57.1	125.0	57.1										
	成果指標(2)	④	%	0.0	200.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0										
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	161	304	15	304	158	290	22年度予算執行率%		52.0								
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 ○平成22年度の予算執行率が52.0%である理由は、三輪自転車購入費助成においては、問い合わせはあっても、申請に至らなかったためです。また、福祉電話の貸与では、福祉電話の加入権購入がなかったためです。										
	(内)委託費	⑦	千円	15	73	15	73	9	59											
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	0.10 0.00	0.10 0.00	0.10 0.16	0.10 0.15	0.15 0.15	0.15 0.00											
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	905	888	888	892	1,338						1,338					
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	0	0	447	443	443						0					
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	1,066	1,192	1,350	1,639	1,939	1,628											
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	152,286	298,000	192,857	409,750	484,750	325,600											
	財源	受益者負担分	⑬	千円	0	0	0	0	0						0					
		国からの補助金等	⑭	千円	0	0	0	0	0						0					
		都からの補助金等	⑮	千円	0	0	0	0	0						0					
		その他の補助金等	⑯	千円	0	0	0	0	0						0					
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰	千円	0	0	0	0	0	0											
差引:一般財源(⑪-⑰)		⑱	千円	1,066	1,192	1,350	1,639	1,939	1,628											
受益者負担比率⑬÷⑪	⑲	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0												

また

平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 200

22年度の事業実施状況	(1)主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		三輪自転車購入費助成	1	件	150
		福祉電話工事	4	件	8
		その他 ( )			0
(2)事業実績	平成22年度は福祉電話の工事を4件行いました。三輪自転車購入費助成は1件でした。				

協働等点検	(1)協働等は実現しているか 実現していない(実現は困難)((4)へ)	(2)協働等の相手
	(3)協働等の形態	(4)協働等の今後のあり方 行政直轄

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成19年12月に高齢者の電話料助成事業が廃止され、その利用者のうち障害者制度に移行可能な9名が対象者として増加しました。酸素購入費助成は平成8年度から助成実績はありません。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	三輪自転車は助成対象機種拡大に対する要望があります。
	今後の予測	酸素購入費助成は酸素の購入方法が医療保険適用外の方が対象ですが、医療保険を利用する方が殆どだと思います。
評価と課題		福祉電話は、重い身体障害のために移動困難な方や、コミュニケーションに障害のある方の緊急時連絡手段として必要性の高い事業です。三輪自転車購入費助成事業については、障害者自立支援法による日常生活用具給付・貸与事業との整合性を図る必要があります。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性 ○ 拡 充      ○ 現状維持      ● 縮 小      ○ 廃 止
		II 事業の改善 ● 事業内容の変更      ○ 実施方法の変更
酸素購入費助成は、重度障害者(児)日常生活用具給付等事業にて、酸素吸入装置の給付を受けている方が対象です。平成23年度から酸素吸入装置を日常生活用具給付等事業の品目から外したことによって、酸素購入費助成の対象者はいなくなりますので、酸素購入費助成は今後廃止する予定です。		

特記事項	
------	--



# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 201

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		医療費助成	5,423	件	16,055
		医療事務手数料	35	件	11
		その他 ( 事務費 )			781
	(2) 事業実績	区制度対象者数383人、区制度医療費支払い件数5,423件。 都制度医療費のうち、現物給付は東京都が事務処理を実施しています。現金給付による医療費支払いの財源は医療助成費(扶助費)は歳入歳出外現金(雑部金)、事務費は財政調整交付金によります。			

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか 実現していない(実現は困難)((4)へ)	(2) 協働等の相手	
	(3) 協働等の形態	(4) 協働等の今後のあり方 行政直轄	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	昭和48年7月 杉並区心身障害者医療費助成事業開始。昭和49年7月 東京都が事業開始。区の対象者は愛の手帳3度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症のみに変更。平成12年9月 年齢制限(新規65歳以上を対象除外)および所得制限を導入。平成14年10月 高額医療費助成制度を導入。平成18年4月 障害者自立支援法施行により医療費の公費負担から除外された施設入所者を対象に追加。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	他の医療制度(高額療養費、付加給付など)との関係がわかりにくい。 申請をしても医療費が高額の場合は、高額療養費や付加給付など他の医療制度の支給が確定してから支給を行うため、支給までに時間が掛かってしまうとの苦情があります。また、後期高齢者医療制度受給者は、課税者の場合、医療費助成制度の対象にはならず、そのことへの苦情があります。
	今後の予測	医療保険制度の見直しが行われていく中で、心身障害者医療費助成制度についても、制度の見直しが行われる可能性があります。また、受給者の高齢化に伴い、助成額の増加傾向が続くことが予想されます。
	評価と課題	障害者の医療費助成制度は、障害者の医療費負担を軽減することにより、早期受診・早期治療につながる有効な制度です。この制度は、医療費助成制度であるため、基となる医療保険制度との関係は深く、また、他の公費助成制度を併用している対象者も多々いるため、制度概要の説明に苦慮します。そのため、制度の説明や案内の資料等をより分かりやすいものにし、周知していく必要があります。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充      ● 現状維持      ○ 縮 小      ○ 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更      ○ 実施方法の変更
	国の医療制度改革の検討状況によっては、心身障害者医療費助成制度も見直しが行われる可能性があります。国、都の検討状況を把握し、動向を見守るとともに、今後も都制度に準じて、区制度を維持します。		

特記事項	
------	--



# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 202

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		運営助成(入所施設を除く)	2	所	46,375
		医療機関運営委託	1	所	4,728
		その他 ( )			0
(2) 事業実績	施設ショートステイについては、運営経費を2つの社会福祉法人に助成しました。また、1つの社会福祉法人については、平成23年1月に一時移転し、1床増床となりました。 病院ショートステイは1床を確保し、いつでも利用できる体制をとりました。登録者が増加し、利用実績も増えています。				

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか	(2) 協働等の相手	
	十分に実現している ▼	社団法人・財団法人等公益団体((3)へ) ▼	
	(3) 協働等の形態	(4) 協働等の今後のあり方	
	協働[補助・助成] ▼	実施継続 ▼	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成15年に措置制度から支援費制度へ移行、さらに平成18年から障害者自立支援法へと移行と制度の変遷はありましたが、ショートステイサービスの利用(需要)は増加しています。
	事業に対する住民の意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	定員オーバーのため利用できないことも多く、利用床数の増加の希望が出ています。
	今後の予測	介護者が病気などの理由での利用も増えていますが、休息などの理由で利用できる日帰りショートステイサービスの希望が増えると思われます。
評価と課題		ショートステイの利用により、障害者及び介護者の家庭生活の安定を図り、在宅生活の継続を支援しています。また、在宅の医療的ケアを必要とする障害者(児)についても必要なケアを行う体制をとることにより、同様に支援しています。平成22年度は、施設の建て替えによる移転のため、増床することができましたが、まだ利用ニーズには応えきれていない状況です。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更
	日中一時的に利用する日帰りショートステイを含めショートステイ事業は、障害者(児)が在宅生活を継続していくために欠かせないサービスです。施設ショートステイ補助金については、現在2つの社会福祉法人のみに助成しています。ショートステイの利用ニーズは高まり続けていることから、この補助金の対象・要件を含めた助成基準の再検討を行い、質・量ともに充実したサービス提供につなげていきます。 また、病院ショートステイについては、東京衛生病院の利用ニーズ、利用実績ともに増加しています。マイルドハート高円寺の開設により、自立支援給付の短期入所で医療的ケアの必要な障害者(児)の受け入れも可能となりましたが、マイルドハート高円寺の現在の体制では、既存の病院ショートステイと同様の医療的ケアを受けられない場合もあります。この2つの制度には、利用者負担や利用日数に違いがあるなど、サービス内容も統一されていません。つきましては、利用実態を再度確認し、今後の病院ショートステイの必要性を分析していきます。そして、利用者のニーズに応えられるように、東京衛生病院とマイルドハート高円寺のサービスの提供のあり方について検討していきます。 東京都が区内のグループホームで実施していた精神障害者ショートステイ事業が、平成23年度で終了する見込みです。ショートステイは、精神障害者の退院促進や地域生活を支える重要なサービスであり、今後検討が必要です。		

特記事項	
------	--

# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		障害者理美容・洗濯乾燥		款	4	項	1	目	3	事業	21	整理番号	204			
担当部課名		保健福祉部障害者施策課		係名	障害者福祉係		連絡先電話番号	1145		昨年度整理番号	202					
上位施策No・施策名		34 障害者の地域社会での自立支援		予算事業区分							既定事業					
事務事業の概要	事業開始	昭和	▼	53	年度	<input type="checkbox"/>	実施計画事業		分野	政策番号	施策番号	事業コード	<input type="checkbox"/>	行革計画事業	<input type="checkbox"/>	主要事業
	対象	<input checked="" type="checkbox"/>	個人	<input type="checkbox"/>	世帯	<input type="checkbox"/>	団体	<input type="checkbox"/>	その他	<input type="checkbox"/>	内部管理	根拠法令等 (1) 杉並区心身障害者理美容サービス事業要綱 (2) 杉並区心身障害者寝具洗濯乾燥事業要綱				
	事業の目的・目標	(対象をどのような状態にしたいのか)									活動指標名(式)					
	活動内容	(事務事業の内容、やり方、手順)									成果指標					
理美容: 東京都重度心身障害者手当受給者で外出が困難な人 寝具乾燥: 上記状態で寝たきりの人											※(代)=適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) (代)一人あたり年間平均理美容回数 算定式・指標の説明等 成果指標名(2) (代)一人あたり年間平均寝具洗濯乾燥回数 算定式・指標の説明等 寝具洗濯乾燥の年間利用回数÷利用登録者数					
○理美容: 重度心身障害者に理美容券を発行し、訪問理美容サービスを提供することで家族の負担軽減を図る。 ○寝具洗濯乾燥: 寝たきり状態の障害者の寝具を洗濯・乾燥し、衛生状態の改善、障害者の心身の健康に寄与する。																
○理美容: 理美容券を発行し訪問理美容サービスを提供する。 ○寝具洗濯乾燥: 月1回、ふとん乾燥車で自宅を訪問し、その場で寝具の乾燥を行う。年に2回、寝具の水洗いも行う。																
区分		単位	20年度		21年度		22年度		23年度		計画(目標値)に対する22年度の達成率 %					
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画	実績							
指標	活動指標(1)	①	人	112	120	114	118	115	122	97.5						
	活動指標(2)	②	回	571	590	543	590	600	580	101.7						
	成果指標(1)	③	回	3	3	3	3	3	3	100.0						
	成果指標(2)	④	回	24	22	21	24	23	18	95.8						
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	2,220	2,510	2,280	2,518	2,141	2,369	22年度予算執行率%		85.0				
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	<b>特記事項</b> 理美容サービスの利用人数の変化及び寝具洗濯乾燥サービスの契約単価が競争により低額となったため22年度の予算執行率が85.0%にとどまりました。						
	(内)委託費	⑦	千円	2,167	2,486	2,258	2,456	2,090	2,311							
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	0.22 0.00	0.23 0.00	0.23 0.00	0.23 0.00	0.25 0.00	0.25 0.00							
	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	1,991	2,042	2,042	2,052	2,230	2,230							
	(内)非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	0	0	0							
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	4,211	4,552	4,322	4,570	4,371	4,599							
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	37,598	37,933	37,912	38,729	38,009	37,697							
	受益者負担分	⑬	千円	0	0	0	0	0	0							
	国からの補助金等	⑭	千円	0	0	0	0	0	0							
	都からの補助金等	⑮	千円	0	0	0	0	0	0							
	その他の補助金等	⑯	千円	0	0	0	0	0	0							
特定財源計⑬+⑭+⑮+⑯	⑰	千円	0	0	0	0	0	0								
差引:一般財源⑪-⑰	⑱	千円	4,211	4,552	4,322	4,570	4,371	4,599								
受益者負担比率⑬÷⑪	⑳	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								

# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 204

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		理美容サービス委託	延289	人	1,792
		寝具洗濯乾燥サービス委託	延311	回	292
		その他（事務費 ほか）			57
(2) 事業実績	理美容サービスは、平成23年3月31日現在の対象者は101名です。平成22年度は延べ289名が訪問理美容サービスを受けました。 寝具洗濯乾燥サービスの平成23年3月31日現在の対象者は14名です。延べ311回、寝具を洗濯もしくは乾燥しました。				

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか 十分に実現している	(2) 協働等の相手 企業・個人事業者((3)へ)	
	(3) 協働等の形態 委託 [業務量の50%以上に相当]	(4) 協働等の今後のあり方 実施継続	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	昭和53年4月 理美容サービス開始。昭和61年4月 寝具洗濯乾燥サービス開始。 平成12年4月 介護保険制度開始。これに伴い、理美容及び寝具洗濯サービスにおける65歳以上の障害者は高齢者制度へ移行。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	65歳到達時より高齢者制度へ移行しますが、それにより発生する利用者負担への不満の声があります。
	今後の予測	高齢者施策との整合性を図ることにより、利用者負担の導入が避けられない状況が予測されています。 受給者数は微増にとどまっています。
評価と課題		寝具乾燥サービスは、平成23年度より高齢者制度とあわせて契約を結ぶことにより、スケールメリットが適用され、契約単価を下げることができました。

改善・見直しの方向（中長期）	今後の方向性（見直しの視点）	I 事業の方向性	○ 拡 充	● 現状維持	○ 縮 小	○ 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更	○ 実施方法の変更		
利用者負担の導入など事業の見直しを検討していく必要があります。						

特記事項	
------	--

# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		障害者福祉電話等設置		款	4	項	1	目	3	事業	22	整理番号	205	
担当部課名		保健福祉部障害者施策課		係名	障害者福祉係		連絡先電話番号	1145		昨年度整理番号	203			
上位施策No・施策名										34	障害者の地域社会での自立支援		予算事業区分	既定事業
事務事業の概要	事業開始	昭和	▼	52	年度	<input type="checkbox"/> 実施計画事業	分野	政策番号	施策番号	事業コード	<input type="checkbox"/> 行革計画事業	<input type="checkbox"/> 主要事業		
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 世帯	<input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 内部管理	根拠法令等	(1) 杉並区身体障害者電話料助成事業運営要綱 (2)						
	事業の目的・目標	(対象をどのような状態にしたいのか) ○外出困難な障害者に対して、コミュニケーション・連絡手段の確保を図る。						活動指標名(式)	(1) 助成対象者数(個人電話・福祉電話)  (2)					
	活動内容	(事務事業の内容、やり方、手順) ○18歳以上の在宅の聴覚障害者2級または外出困難の重度身体障害者1・2級者で、生活保護受給世帯、前年住民税・所得税が非課税世帯の方に電話の使用料を助成する。 ○個人名義は、月2,500円を3ヶ月に1度本人口座に振込む。 ○福祉電話は、回線・配線・機器使用料・通話料(60通話限度)をNTTに支払う。						成果指標	※(代)＝適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) (代) 電話料延べ助成月数 算定式・指標の説明等 個人電話・福祉電話に対し電話料を助成した延べ月数 成果指標名(2) 算定式・指標の説明等					
区分		単位	20年度		21年度		22年度		23年度	計画(目標値)に対する22年度の達成率 %				
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画						
指標	活動指標(1)	①	人	98	106	95	101	85	85	84.2				
	活動指標(2)	②												
	成果指標(1)	③	ヶ月	1,235	1,272	1,153	1,212	1,065	1,065	87.9				
	成果指標(2)	④												
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	2,895	3,255	2,709	3,105	2,506	2,952	22年度予算執行率% 80.7				
	(内) 投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 予算執行率が80.7%だった理由は、当初の見込みより、新規の電話料助成申請者が少なかったこと、電話の使用頻度が伸びなかったこと等によります。				
	(内) 委託費	⑦	千円	895	1,295	956	1,295	909	1,232					
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	0.11 0.00	0.11 0.00	0.10 0.00	0.10 0.00	0.10 0.00	0.10 0.00					
	人件費	⑨	千円	996	977	888	892	892	892					
	(内) 非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	0	0	0					
	総事業費(⑤+⑨+⑩)	⑪	千円	3,891	4,232	3,597	3,997	3,398	3,844					
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	39,704	39,925	37,863	39,574	39,976	45,224					
	受益者負担分	⑬	千円	0	0	0	0	0	0					
	国からの補助金等	⑭	千円	0	0	0	0	0	0					
都からの補助金等	⑮	千円	0	0	0	0	0	0						
その他の補助金等	⑯	千円	0	0	0	0	0	0						
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰	千円	0	0	0	0	0	0						
差引: 一般財源(⑪-⑰)	⑱	千円	3,891	4,232	3,597	3,997	3,398	3,844						
受益者負担比率(⑬÷⑱)	⑲	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						

# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 205

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		個人名義電話	延630	件	1,588
		福祉電話	延435	件	906
		その他（事務費）			
(2) 事業実績	平成22年度は、個人名義電話の方630人に電話料の助成を行い、福祉電話の方435人へ電話料の負担を行いました。				

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか	(2) 協働等の相手	
	<input type="text" value="実現していない(実現は困難)((4)へ"/>	<input type="text" value=""/>	
	(3) 協働等の形態	(4) 協働等の今後のあり方	
	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="行政直轄"/>	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	高齢者の電話料助成事業が平成19年12月廃止。その利用者のうち、障害者電話料助成に移行可能な9名が増加し現在に至ります。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	利用者からは、この事業を通してコミュニケーション・連絡手段が得られ安心安全が確保されたと喜ばれています。
	今後の予測	携帯電話の普及に伴いコミュニケーション・連絡手段の確保が困難な対象者が減少すると思われる。
評価と課題		固定電話に対して助成する制度であり携帯保持者との調整を図る必要性があります。

改善・見直しの方向（中長期）	今後の方向性（見直しの視点）	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input type="radio"/> 現状維持 <input checked="" type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 実施方法の変更
	対象となる障害程度の見直しをした中で、固定電話に対しての助成に留まらず携帯電話等も含めたコミュニケーション・連絡手段の確保を図る必要性があります。		

特記事項	
------	--



# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 206

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規 模	単 位	事業費(千円)
		緊急通報協力員活動費	延べ612	人	612
		緊急通報機器の設置経費等	10	台	288
		機器保守点検委託	43	台	427
		その他 ( 火災報知機保守点検委託ほか )			23
	(2) 事業実績	緊急通報システム・火災安全システム機器の設置は、一人暮らし等の重度障害者が、緊急事態に通報し救助を求めるため、また安心確保のための手段です。 平成23年3月31日現在、機器は49台設置されており、平成22年度は延べ612人の緊急通報協力員(親族等は除く)の協力が得られました			

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか 十分に実現している	(2) 協働等の相手 NPO・ボランティア・市民活動団体((3)へ)	
	(3) 協働等の形態 協働[事業協力]	(4) 協働等の今後のあり方 実施継続	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	緊急通報システム利用者数 平成20年度56件、平成21年度54件、平成22年度49件 火災安全システム利用者数 平成20年度 1件、平成21年度 1件、平成22年度 1件
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	一人暮らしの重度障害者、難病患者を対象としており、緊急時の不安を解消できることで安心した生活が送れます。また、離れて暮らす家族も安心できています。
	今後の予測	平成24年度より緊急通報システム等の新受信体制への移行に伴い、平成26年度までの3か年で現在設置しているすべての通報機について更新が必要となります。また、通報機の拡張性についても、情報収集を行います。
	評価と課題	一人暮らしの重度障害者及び難病患者が緊急事態に通報し救助を求めるために、また安心確保のために有効な手段として機能しています。利用者の人数は横ばい傾向であり、協力員の確保が困難な状況があります。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充      ● 現状維持      ○ 縮 小      ○ 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更      ○ 実施方法の変更
		一人暮らしの重度障害者及び難病患者が緊急事態に通報し救助を求めるために、また安心確保のために有効な手段として機能しています。利用者の人数は横ばい傾向であり、制度の周知を積極的に行います。	

特記事項	
------	--

## 平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		心身障害者福祉手当等支給		款	4	項	1	目	3	事業	24	整理番号	207	
担当部課名		保健福祉部障害者施策課		係名	障害者福祉係		連絡先電話番号	1147		昨年度整理番号	205			
上位施策No・施策名										34	障害者の地域社会での自立支援		予算事業区分	既定事業
事務事業の概要	事業開始	昭和	▼	39	年度	<input type="checkbox"/> 実施計画事業	分野	政策番号	施策番号	事業コード	<input type="checkbox"/> 行革計画事業	<input type="checkbox"/> 主要事業		
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 世帯	<input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 内部管理	根拠法令等	(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律	(2) 杉並区心身障害者福祉手当条例、杉並区介護手当条例					
	事業の目的・目標	(対象をどのような状態にしたいのか) ○心身に障害を有する者等に手当等を給付することにより、対象者の精神的、経済的負担の軽減を図ります。						活動指標名(式)	(1) 受給者数(心身障害者福祉手当・介護手当)	(2) 受給者数(おむつ)				
	活動内容	(事務事業の内容、やり方、手順) ○①特別障害者手当＝月額26,440円②障害児福祉手当＝月額14,380円③経過措置福祉手当＝月額14,380円を支給する。 ○心身障害者福祉手当＝月額①17,000円または②11,500円を支給する。 ○介護手当＝月額10,500円を支給する。 ○おむつ支給＝月8,000円を限度に現物支給。 ○特別児童扶養手当＝区は認定請求書の受理、進達、証書交付等のみ行う。						成果指標	※(代)＝適当な指標がない場合の代替指標					
	成果指標名(1)	(代)年間総支給額					算定式・指標の説明等	心身障害者福祉手当・介護手当の年間総支給額						
	成果指標名(2)	(代)一人あたり年間総支給額					算定式・指標の説明等	おむつの年間総支給額						
区分		単位	20年度		21年度		22年度		23年度	計画(目標値)に対する22年度の達成率 %				
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画						
指標	活動指標(1)	① 人	5,137	5,115	5,140	5,155	5,102	5,202	99.0					
	活動指標(2)	② 人	378	394	382	417	396	406	95.0					
	成果指標(1)	③ 千円	944,979	952,464	943,462	952,460	941,422	968,544	98.8					
	成果指標(2)	④ 千円	62	61	62	62	63	63	101.6					
総事業費・コスト把握	事業費	⑤ 千円	1,112,912	1,116,328	1,108,249	1,126,808	1,108,433	1,149,404	22年度予算執行率%	98.4				
	(内)投資的経費等	⑥ 千円	0	0	0	0	0	0	特記事項					
	(内)委託費	⑦ 千円	23,703	24,885	24,226	26,484	25,639	26,969						
	職員数(常勤 非常勤)	⑧ 人	2.24 0.00	2.24 0.00	2.23 0.17	2.23 0.15	2.39 0.15	2.44 1.00						
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨ 千円	20,272	19,889	19,800	19,892	21,319			21,765			
		(内)非常勤職員分	⑩ 千円	0	0	475	443	443			2,950			
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪ 千円	1,133,184	1,136,217	1,128,524	1,147,143	1,130,195	1,174,119						
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫ 円	220,593	222,134	219,557	222,530	221,520	225,705						
	財源	受益者負担分	⑬ 千円	0	0	0	0	0			0			
		国からの補助金等	⑭ 千円	110,033	110,850	105,932	111,827	104,937			108,008			
都からの補助金等		⑮ 千円	0	0	0	0	0	0						
その他の補助金等		⑯ 千円	0	0	0	0	0	0						
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰ 千円	110,033	110,850	105,932	111,827	104,937	108,008						
差引:一般財源(⑰-⑬)		⑱ 千円	1,023,151	1,025,367	1,022,592	1,035,316	1,025,258	1,066,111						
受益者負担比率⑬÷⑪	⑲ %	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							

# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 207

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規 模	単 位	事業費(千円)
				心身障害者福祉手当、介護手当支給	延5,102
		特別障害者手当、障害児福祉手当、(国)福祉手当支給	延496	人	140,985
		おむつ支給	延396	人	25,177
		その他 ( 事務費等 )			849
	(2) 事業実績	心身障害者福祉手当の平成23年3月31日現在の受給者は5,097人です。内訳は、身障手帳1～2級が3,130人、3級が919人、愛の手帳1～3度が584人、4度が464人です。			

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか 一部実現している	(2) 協働等の相手 社団法人・財団法人等公益団体((3)へ)	
	(3) 協働等の形態 委託 [業務量の50%未満に相当]	(4) 協働等の今後のあり方 実施継続	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	(区)福祉手当は昭和46年、介護手当は昭和48年開始で、ともに平成12年から所得制限を導入しました。特別児童扶養手当、特別障害者手当等の国の手当は昭和39年に開始しました。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	精神障害者を障害福祉手当の対象にすべきであるとの請願がされました。おむつについては支給方法(現金・現物)の選択制の要望や商品拡充の要望があります。
	今後の予測	23年度より、(区)福祉手当の対象者を精神障害者保健福祉手帳1級の所持者に新たに支給したため、今後申請者数の増加が見込まれます。おむつの受給者数は今後も同数程度で推移していくものと考えます。
	評価と課題	23年度より、(区)福祉手当の対象者を精神障害者保健福祉手帳1級の所持者へ新たに支給しました。厳しい社会情勢の中、本事業への期待は高まっています。22年度から、おむつ支給では委託窓口へ寄せられた利用者の声や要望を取り上げる試みを行い、契約商品への反映等を行いました。また3月の震災後は製品の供給が遅れることがありましたが、受給者の方々の理解が得られていたので、大きな混乱はありませんでした。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充      ● 現状維持      ○ 縮 小      ○ 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更      ● 実施方法の変更
		23年度から、高齢者介護用品支給制度にて、条件付きでおむつ代の領収書による償還払いが開始されました。障害者おむつ支給でも同様の助成は可能か、検討を行います。国制度や都基準の手当については、改革は困難ですが、区独自の手当については、今後の国・都の自立支援法見直し・障害者の所得保障制度改正・基準改定等の動向を注視しつつ検討します。	

特記事項	
------	--

## 平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		難病患者福祉手当支給		款	4	項	1	目	3	事業	25	整理番号	208	
担当部課名		保健福祉部障害者施策課		係名	障害者福祉係		連絡先電話番号	1146		昨年度整理番号	206			
上位施策No・施策名										34	障害者の地域社会での自立支援		予算事業区分	既定事業
事務事業の概要	事業開始	昭和	▼	52	年度	<input type="checkbox"/> 実施計画事業 分野		政策番号	施策番号	事業コード	<input type="checkbox"/> 行革計画事業 <input type="checkbox"/> 主要事業			
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 世帯 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 内部管理		杉並区に住所を有する条例で定める難病に該当する方				根拠法令等	(1) 杉並区難病患者福祉手当条例 (2) 杉並区難病患者福祉手当条例施行規則					
	事業の目的・目標	(対象をどのような状態にしたいのか) ○難病患者に手当を支給することで、精神的、経済的な負担を軽減する。				活動指標名(式) (1) 支給対象者数 (2)								
	活動内容	(事務事業の内容、やり方、手順) ○杉並区に住所を有する難病として定められた疾病に該当する方に対し、月額16,500円の手当を支給する(年齢制限、所得制限あり)。 ○手当は5月、8月、11月、2月に前月までの3か月分をまとめて、本人口座に振り込む。				成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) (代)総支給額 算定式・指標の説明等 成果指標名(2) 算定式・指標の説明等								
区分		単位	20年度		21年度		22年度		23年度		計画(目標値)に対する22年度の達成率 %			
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画						
指標	活動指標(1)	①	人	1,734	1,622	1,730	1,683	1,934	1,870		114.9			
	活動指標(2)	②												
	成果指標(1)	③	千円	326,931	321,123	342,623	333,300	363,792	369,996		109.1			
	成果指標(2)	④												
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	327,442	347,779	342,962	367,350	364,198	370,435		22年度予算執行率% 99.1			
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0		特記事項			
	(内)委託費	⑦	千円	147	232	187	232	208	232					
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	0.67 0.00	0.67 0.00	0.65 0.00	0.65 0.00	0.81 0.00	0.70 0.00					
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	6,064	5,949	5,771	5,798	7,225	6,244				
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	0	0	0				
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	333,506	353,728	348,733	373,148	371,423	376,679					
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	192,333	218,081	201,580	221,716	192,049	201,433					
	財源	受益者負担分	⑬	千円	0	0	0	0	0	0				
		国からの補助金等	⑭	千円	0	0	0	0	0	0				
都からの補助金等		⑮	千円	0	0	0	0	0	0					
その他の補助金等		⑯	千円	0	0	0	0	0	0					
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰	千円	0	0	0	0	0	0					
差引:一般財源(⑪-⑰)		⑱	千円	333,506	353,728	348,733	373,148	371,423	376,679					
受益者負担比率⑬÷⑪	⑲	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						

# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 208

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		難病患者福祉手当	延22,048	人	363,792
		その他 ( 事務費 )			406
	(2) 事業実績	難病患者福祉手当支給は、指定された82の疾病を有する方に対して、月16,500円を支給する事業です。 平成22年度は延べ22,048人の方に対して363,792,000円を支給しました。			

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか 実現していない(実現は困難)((4)へ) ▼	(2) 協働等の相手 ▼	
	(3) 協働等の形態 ▼	(4) 協働等の今後のあり方 行政直轄 ▼	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	昭和52年4月開始。平成12年8月 所得制限と年齢制限(新規65歳以上)を導入。平成14年10月 肝硬変・へパトーム、慢性肝炎が難病対象から除外となり、平成17年9月経過措置が終了しました。平成21年12月 新規疾病(間脳下垂体機能障害等)が追加され現在82疾病となりました。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	新規65歳以上への受給認定資格の範囲を拡大するよう要望があります。
	今後の予測	国や都の難病医療費助成制度の改正状況を踏まえ、適宜、当制度についても検討し、改正を行います。
	評価と課題	本事業は、難病患者の精神的・経済的負担軽減に寄与しています。今後も国・都における難病対策の動向を見ながら、区として必要な対応を行っていきます。また、新たな疾病が追加された場合は大きく変動する可能性があります。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充      ● 現状維持      ○ 縮 小      ○ 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更      ○ 実施方法の変更
		難病患者の経済的負担の軽減に寄与しており、今後も制度を維持していきます。	

特記事項	
------	--



# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 209

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
				位置探索システムの委託	
		その他 ( 事務費 )			11
	(2) 事業実績	知的障害者(児)位置探索システムの平成22年度末の登録者数は32名です。			

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか 十分に実現している	(2) 協働等の相手 企業・個人事業者((3)へ)	
	(3) 協働等の形態 委託 [業務量の50%以上に相当]	(4) 協働等の今後のあり方 実施継続	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成15年度から事業を開始しています。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	知的障害者を持つ家族からは、行方不明になった際の不安が解消され助かるとの意見が寄せられています。
	今後の予測	GPS機能が搭載された携帯電話の普及が進んでいるため、位置探索のみとなる本制度の利用登録者数は微増に止まるものと予測しています。
	評価と課題	本制度は、緊急時の知的障害者(児)の位置を確認することができることから、平時における介護者の安心、緊急時における対応負担の軽減の両方の面から、大きなメリットを提供することが可能です。昨今では、GPS機能付き携帯電話など、他の選択肢が増えていることから、利用者の大幅な変化の可能性は低いと思われませんが、携帯電話保持に比べて費用負担が少ない等のメリットがあり、ニーズもあるため、今後も継続していきます。また、潜在的な利用希望者に制度が周知されるよう、広報すぎなみ等を利用して広報活動に努めます。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充      ● 現状維持      ○ 縮 小      ○ 廃 止
		II 事業の改善	● 事業内容の変更      ○ 実施方法の変更
	平成22年度末までの実績で、利用登録期間が1年以上ありながら、サービス利用実績がまったくない利用者が全体の約1/3存在します。本制度には、平時における安心を提供することも目的のひとつであるため、利用実績がないことも実績だとも考えられるため、このこと自体は何ら問題ではありません。しかし、一方で機器を保持しているだけでは利用者の負担が一切発生しないため、必要がないにも関わらず廃止手続きをしないままになっている利用者が存在する可能性も否定できません。今後、年度更新等の機会等に、定期的に利用登録者の継続利用の意思確認する方法を検討していきます。		

特記事項	
------	--

## 平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		地域生活支援センター事業運営			款	4	項	1	目	3	事業	27	整理番号	210			
担当部課名		保健福祉部障害者生活支援課			係名	地域生活支援係			連絡先電話番号	3391-1976			昨年度整理番号	208			
上位施策No・施策名											34	障害者の地域社会での自立支援			予算事業区分	既定事業	
事務事業の概要	事業開始	昭和	▼	57	年度	<input checked="" type="checkbox"/>	実施計画事業	分野	2	政策番号	3	施策番号	5	事業コード	21	<input type="checkbox"/> 行革計画事業	<input type="checkbox"/> 主要事業
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 内部管理 精神障害者(高次脳機能障害者等中途障害者を含む)及びその家族、精神障害者団体															
	根拠法令等	(1) 杉並区通所生活リハビリ事業実施要綱 (2) 杉並区精神障害者退院促進事業実施要綱															
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	活動指標名(式) (1) 通所生活リハビリを受けた延べ数 (2) 高次脳機能障害者相談支援を行った延べ数															
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) 生活リハビリ参加率 算定式・指標の説明等 訓練参加回数÷訓練開催数 成果指標名(2) 就労等へ繋がった率 算定式・指標の説明等 訓練終了後就労等へ繋がった数÷訓練修了者数																
区分		単位	20年度		21年度		22年度		23年度		計画(目標値)に対する22年度の達成率 %						
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画	実績								
指標	活動指標(1)	①	人	1,077	1,200	1,082	1,200	1,046	1,200	87.2							
	活動指標(2)	②	件	1,940	1,500	2,103	1,500	2,493	2,000	166.2							
	成果指標(1)	③	%	83.0	90.0	91.9	90.0	87.3	90.0	97.0							
	成果指標(2)	④	%	86.0	90.0	94.4	90.0	89.4	90.0	99.3							
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	9,621	9,449	4,809	8,015	6,298	8,223	22年度予算執行率%		78.6					
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0			特記事項					
	(内)委託費	⑦	千円	73	159	25	211	77	27								
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	11.50 5.00	4.00 4.00	4.26 4.00	3.50 4.00	3.86 4.00	3.50 4.00			○通所訓練において、作業・言語療法士の雇い上げ困難による、予算の未執行がありました。					
	人件費	⑨	千円	104,075	35,516	37,825	31,220	34,431	31,220								
	(内)非常勤職員分	⑩	千円	14,000	11,172	11,172	11,800	11,800	11,800								
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	127,696	56,137	53,806	51,035	52,529	51,243								
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	118,566	46,781	49,728	42,529	50,219	42,703								
	受益者負担分	⑬	千円	155	0	0	0	0	0								
	国からの補助金等	⑭	千円	39,126	0	0	0	0	0								
都からの補助金等	⑮	千円	0	3,076	8,158	7,701	8,486	7,464									
その他の補助金等	⑯	千円	0	0	0	0	0	0									
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰	千円	39,281	3,076	8,158	7,701	8,486	7,464									
差引:一般財源(⑰-⑬)	⑱	千円	88,415	53,061	45,648	43,334	44,043	43,779									
受益者負担比率⑬÷⑪	⑲	%	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0									

# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 210

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
			利用者日常生活訓練・各種相談		
		高次脳機能障害支援	延2,493	件	308
		精神障害者退院促進事業(モデル事業)	1	人	1,286
		施設運営費			297
		その他 ( )			0
	(2) 事業実績	中途障害者等の通所事業においては、事業目標をほぼ達成できました。高次脳機能障害の相談支援は、計画を大幅に超え、昨年度以上の件数の相談を受けました。相談内容についてもさらに専門性を要する相談が増えました。また、退院促進事業においては、支援期間が長期化する傾向が続いており、退院者数10名の目標に対し、1名にとどまりました。事業利用者総計は19名になり、支援から見えてきた課題やニーズをまとめ、事業を通しての地域基盤づくりを進めています。			

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか <input type="text" value="実現していない(実現は困難)((4)へ)"/>	(2) 協働等の相手 <input type="text"/>	
	(3) 協働等の形態 <input type="text"/>	(4) 協働等の今後のあり方 <input type="text" value="行政直轄"/>	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成18年度障害者福祉会館の委託化に伴い生活リハビリ事業が、地域生活支援係に所管を移し、区単独事業として位置付けられました。また、平成18年度に高次脳機能障害者相談支援事業を開始し、関係機関等への支援、セミナー等の開催、専門相談窓口を立ち上げてきました。さらに、退院促進事業は、平成19年度より開始しました。
	事業に対する住民の意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	「通える場所、相談を出来る所があった」また、「訓練によって、就労・復職できてよかった」という声がある一方、「訓練実施場所と事務所の場所が違い、連絡が取りづらい。1年の通所期間では短く、通所終了後の受け入れ先の作業所が少ない。」などの要望があります。
	今後の予測	手帳を取得できない高次脳機能障害者や軽度障害者の相談・通所の場として必要性が高まっており、多様な障害特性を理解した対応が求められます。また、個々のニーズにあった地域生活支援及び就労支援が求められているため、相談日・場所・連携体制等の検討が必要となります。
	評価と課題	高次脳機能障害相談支援では、目標件数を上回る相談に対応しました。関係機関と協力し、パンフレットの改定もしました。また、医療機関の入院が短期化しているため、医療と障害サービスの狭間も補完しています。課題としては、障害の重度化や相談内容の多様化に伴い支援者のスキルアップが必要です。また、相談件数の増加に伴い医療機関等の関係機関と連携した相談機能の充実を進めていく必要があります。一方、退院促進事業では、地域定着支援に向けた課題を整理し、具体化する必要があります。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充      ● 現状維持      ○ 縮 小      ○ 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更      ● 実施方法の変更
<p>○高次脳機能障害の相談支援の充実と専門的支援が必要なケースの増加が見込まれます。そのため、支援者の育成について重点的に行っていく必要があります。高次脳機能障害者の支援の拠点として、個々の対象者の支援の充実を進めると共に、支援者の育成と支援機関の増加及びネットワーク化を進めていきます。研修・OJT等で個々のスキルを上げ相談支援者の育成体制を整備していきます。</p> <p>○通所事業は、障害の特性に合わせた訓練をさらに充実していきます。高次脳機能障害者の社会参加の促進を相談支援事業と一体的な運営により効率的な事業の実施をしていきます。そのため、事務所と訓練場所が異なり効率的に行ないづらい状況について検討が必要です。</p> <p>○退院促進事業では、引き続き支援が終了したケースの事例検討を関係機関を交えて実施し、地域移行、定着にむけた課題整理と具体策を検討します。また、医療機関や地域の支援者と連携し、対象者の把握に努めていきます。</p>			

特記事項	
------	--

## 平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		精神障害者グループホーム運営助成			款	4	項	1	目	3	事業	28	整理番号	211			
担当部課名		保健福祉部障害者施策課			係名	管理係			連絡先電話番号	1144		昨年度整理番号	209				
上位施策No・施策名		34 障害者の地域社会での自立支援			予算事業区分								既定事業				
事務事業の概要	事業開始	平成	▼	8	年度	<input checked="" type="checkbox"/>	実施計画事業	分野	2	政策番号	3	施策番号	5	事業コード	20	<input type="checkbox"/> 行革計画事業	<input type="checkbox"/> 主要事業
	対象	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 内部管理 精神障害者グループホームを運営する社会福祉法人等				根拠法令等	(1) 杉並区障害者グループホーム等支援事業実施要綱 (2)										
	事業の目的・目標	(対象をどのような状態にしたいのか) ○精神障害者が地域社会で自立した生活を送る場であるグループホーム(運営する法人)が安定的・継続的に運営されるように支援する。				活動指標名(式)	(1) 区内運営費支給(補助)施設数 (2) 入居者数(区補助金対象者数)										
	活動内容	(事務事業の内容、やり方、手順) ○精神障害者グループホームを運営する社会福祉法人等に対し、運営経費の一部を支給する。				成果指標	※(代)=適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) グループホームから退所し、地域で生活を始めた人数 算定式・指標の説明等 成果指標名(2) 算定式・指標の説明等										
区分		単位	20年度		21年度		22年度				23年度	計画(目標値)に対する22年度の達成率 %					
			実績	計画	実績	計画(目標値)		実績		計画							
指標	活動指標(1)	① 所	6	7	6	7	7	7	7	7	100.0						
	活動指標(2)	② 人	25	30	26	30	28	34	93.3								
	成果指標(1)	③ 人	2	3	3	4	3	4	75.0								
	成果指標(2)	④															
総事業費・コスト把握	事業費	⑤ 千円	16,638	38,248	28,933	33,781	22,961	30,739	22年度予算執行率% 68.0								
	(内)投資的経費等	⑥ 千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 ○平成22年度の予算執行率が、68.0%だった理由は、区内にあるグループホームの入居者が、助成対象外(生活保護受給者等)であったためです。								
	(内)委託費	⑦ 千円	0	0	0	0	0	0									
	職員数(常勤 非常勤)	⑧ 人	0.25 0.00	0.30 0.00	0.50 0.00	0.30 0.00	0.20 0.00	0.20 0.00	0.20 0.00								
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨ 千円	2,263	2,664	4,440	2,676	1,784	1,784								
		(内)非常勤職員分	⑩ 千円	0	0	0	0	0	0								
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪ 千円	18,901	40,912	33,373	36,457	24,745	32,523									
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫ 円	3,150,167	5,844,571	5,562,167	5,208,143	3,535,000	4,646,143									
	財源	受益者負担分	⑬ 千円	0	0	0	0	0	0								
		国からの補助金等	⑭ 千円	0	0	0	0	0	0								
都からの補助金等		⑮ 千円	0	2,300	3,035	0	0	0									
その他の補助金等		⑯ 千円	0	0	0	0	0	0									
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰ 千円	0	2,300	3,035	0	0	0									
差引:一般財源(⑪-⑰)		⑱ 千円	18,901	38,612	30,338	36,457	24,745	32,523									
受益者負担比率⑬÷⑪	⑲ %	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0										

# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 211

22年度の事業実施状況	内容	規模	単位	事業費(千円)
		グループホーム運営費	7	所
(1)主な取組み				
	その他(事務費)			20
(2)事業実績	区内にある7所のグループホームに運営費(居室費等)を支給しました。支給は、自立支援給付費に都が定める基準額(財源は財調)を上乗せして行っています。			

協働等点検	(1)協働等は実現しているか 十分に実現している	(2)協働等の相手 NPO・ボランティア・市民活動団体((3)へ)
	(3)協働等の形態 協働[補助・助成]	(4)協働等の今後のあり方 実施継続

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成8年時点では区内に1所であった精神障害者グループホームが、平成22年度は7所まで増加しています。精神障害者に対する施策を充実させるものとして、地域社会での生活の場であるグループホームの普及を継続して図っています。
	事業に対する住民の意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	区内にある精神障害者グループホームの多くは、一定期間(3年間)を経過した後に独居を目指すグループホームです。そのため、グループホームを退所した後の生活の場の確保への不安や支援が不足しているとの意見があります。
	今後の予測	平成23年度中に、利用定員を増やす予定のグループホームがあります。
評価と課題		精神障害者が地域で一人暮らしをするために必要な支援を行っております。グループホームは、長期入院等を解消し、退院促進を図る重要な基盤であり、精神障害者が地域で安心して生活することを可能としています。当事業は、グループホームの運営法人に対し運営費(居室費)を支給し、利用者負担の軽減を図ることで、グループホームの利用を促進することに大きく貢献しています。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充      ● 現状維持      ○ 縮 小      ○ 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更      ○ 実施方法の変更
グループホームでは、精神障害者が地域で生活していくために、利用者の体調管理や日中の通所施設等関係機関との連絡調整等多様な支援を行っています。グループホームでの支援により、利用者の体調が安定するとともに、家事などの方法を習得してグループホームを退所後の地域生活の継続を可能としています。運営費(居室費等)については、都により基準額が定められているため、区による運営費(居室費等)に関する見直しはできない状況です。			

特記事項	
------	--



# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 213

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		24時間安心サポート事業の相談受付・緊急ショートを委託	1	所	3,477
		24時間安心サポート事業の緊急ヘルパーを委託	1	所	654
		その他 ( )			0
	(2) 事業実績	緊急ショート、緊急ヘルパーの利用件数は少ないですが、利用の問い合わせや申し込みを休日・夜間を含め24時間体制で受け付けています。			

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか 十分に実現している	(2) 協働等の相手 社団法人・財団法人等公益団体((3)へ)	
	(3) 協働等の形態 委託 [業務量の50%以上に相当]	(4) 協働等の今後のあり方 実施継続	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成18年度より事業を開始しましたが、障害者が住み慣れた地域で、安心安全に自立した地域生活を継続していくための障害者施策は常に求められています。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	介護者の急病等の緊急時に、24時間体制で相談の受付やサービスを受けられる制度を作って欲しいとの意見が多数ある。 24時間安心サポート事業があることによって、もしもの時の安心感がある。
	今後の予測	緊急時に対応するものである24時間安心サポート事業は、利用実績のみだけでなく、障害者やその家族の安心を確保するという観点からも評価が必要です。今後も事業の継続が求められると思います。
	評価と課題	この事業は介護者の急病等の緊急時にサービスを提供するものであり、24時間365日受付をすることで、障害者やその家族に対する安心・安全を確保しています。利用実績の多寡にかかわらず、制度があることを知ること、いざというときに利用できるという安心感を生み、地域で安定した生活をしていくことにつながります。まだまだ制度の周知は十分ではないため、利用者や関係機関への周知を図ります。

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充      ● 現状維持      ○ 縮 小      ○ 廃 止
		II 事業の改善	● 事業内容の変更      ○ 実施方法の変更
	24時間安心サポート事業は、介護者の急病等緊急時でかつ他に手段のない時にご利用いただける制度です。地域で暮らす障害者やその家族にとっては、この制度の存在自体が安心に繋がっており、今後も事業継続が求められています。利用実績は、事業の性質上数字には表れてこないため、費用対効果の面では課題があります。利用要件を緩和し利用実績を増やすことも考えられますが、その結果緊急時に利用できなくなる可能性もあります。この事業の目的や必要性を再確認し、事業内容や実施方法を見直すことで、より効果的な事業運営に努めていきます。また、今後も利用者や関係機関への周知を図り、サービスの利用につなげていきます。		

特記事項	
------	--

## 平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		障害者入所施設への入所選考		款	4	項	1	目	3	事業	31	整理番号	214
担当部課名		保健福祉部障害者施策課		係名	管理係			連絡先電話番号	1142		昨年度整理番号	212	
上位施策No・施策名		34 障害者の地域社会での自立支援		予算事業区分								既定事業	
事務事業の概要	事業開始	平成	▼	17	年度	<input type="checkbox"/> 実施計画事業		分野	政策番号	施策番号	事業コード	<input type="checkbox"/> 行革計画事業 <input type="checkbox"/> 主要事業	
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 世帯 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 内部管理		障害者入所施設の利用希望者		根拠法令等		(1) すだちの里すぎなみ入所者選考委員会設置要綱 (2) 障害者支援施設マイルドハート高円寺入所者選考委員会設置要綱					
	事業の目的・目標	(対象をどのような状態にしたいのか)		○区内障害者入所施設で退所者があった場合に、新たな入所者の円滑な利用につなげるため、区が設置した選考委員会において予め入所対象者を選定します。入所対象者の選考にあたっては、透明性と公平性を確保することを目的としています。		活動指標名(式)		(1) 選考委員会開催回数 (2) 当該施設申込者数					
	活動内容	(事務事業の内容、やり方、手順)		○区内障害者入所施設の入所者選考について、原則として年1回、応募のあった入所希望者に対し、選考委員会において、客観的な選考基準をもとに優先順位を付した入所対象者を選考する。なお、入所対象者に不足が生じた場合は、臨時募集を行い選考委員会を開催する。		成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標					
区分		単位	20年度		21年度		22年度		23年度		計画(目標値)に対する22年度の達成率 %		
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画					
指標	活動指標(1)	①	回数	4	2	2	2	2	2	2	100.0		
	活動指標(2)	②	人	28	20	7	15	20	25	133.3			
	成果指標(1)	③											
	成果指標(2)	④											
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	184	98	46	98	24	98	22年度予算執行率%		24.5	
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 すだちの里すぎなみの入所者選考委員会において、平成22年度の開催予定を2回としていましたが、1回の開催で終了し、また選考委員の欠席があったため予算額に残が生じました。			
	(内)委託費	⑦	千円	0	0	0	0	0	0				
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	0.20 0.00	0.30 0.00	0.30 0.00	0.30 0.00	0.30 0.00	0.30 0.00				
	人件費	⑨	千円	1,810	2,664	2,664	2,676	2,676	2,676				
	(内)非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	0	0	0				
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	1,994	2,762	2,710	2,774	2,700	2,774				
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	498,500	1,381,000	1,355,000	1,387,000	1,350,000	1,387,000				
	受益者負担分	⑬	千円	0	0	0	0	0	0				
	国からの補助金等	⑭	千円	0	0	0	0	0	0				
都からの補助金等	⑮	千円	0	0	0	0	0	0					
その他の補助金等	⑯	千円	0	0	0	0	0	0					
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰	千円	0	0	0	0	0	0					
差引:一般財源(⑪-⑰)	⑱	千円	1,994	2,762	2,710	2,774	2,700	2,774					
受益者負担比率⑬÷⑪	⑲	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					

平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 214

22年度の事業実施状況	内容	規模	単位		事業費(千円)
			単	位	
(1)主な取組み	すだちの里すぎなみ入所選考委員会の開催	1	回		24
	障害者支援施設マイルドハート高円寺入所者選考委員会の開催	1	回		0
	その他 ( )				0
(2)事業実績	選考委員会の下に、区職員などで構成する部会を設置し、入所申込みや入所対象者リスト案などを検討し、選考委員会の効率化を図っています。				

協働等点検	(1)協働等は実現しているか 十分に実現している	(2)協働等の相手 社団法人・財団法人等公益団体((3)へ)
	(3)協働等の形態 協働[事業協力]	(4)協働等の今後のあり方 実施継続

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	すだちの里すぎなみ開設時には、区枠(40名)施設利用者全員の選考を実施しました。当該施設がおおむね3年間を入所期間とする地域移行型の施設であるため、入所者に退所があった場合、予め選考委員会で利用対象者を選考したリストを活用します。障害者支援施設マイルドハート高円寺は、平成21年度に施設開設し、すだちの里すぎなみと同様に、開設時の施設利用者の選考と入所対象者のリスト作成のため入所者選考を行っています。
	事業に対する住民の意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	本事業に対する住民の意見は現時点において寄せられておりません。今後も公平性・透明性のある入所者選考に努めます。
	今後の予測	介護者や本人の高齢化に伴い、在宅生活の継続が難しい障害者の増加に伴い施設入所の希望者の増加が見込まれます。
評価と課題	選考委員会では、公平性や透明性を保つため選考基準を作成し、入所対象者を選考しています。選考は、公平性と透明性を高め、より効率的に行う必要があります。すだちの里すぎなみの選考委員会では、地域移行を前提として選考し、地域移行を推進する点においても重要です。介護者の高齢化などで在宅生活の継続が難しくなりつつある障害者が増加していますが、地域移行のための支援が早期に必要な方々からの応募が少ない状況です。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性 ○ 拡 充      ● 現状維持      ○ 縮 小      ○ 廃 止
		II 事業の改善 ○ 事業内容の変更      ○ 実施方法の変更
入所者選考にあたっては、応募者の増加と選考の透明性・公平性を高めることが重要です。募集に関して、支援学校や通所施設への周知を徹底し、応募者の増大を図ります。また、選考の審査基準に関して、選考委員会やその下に設置する部会において常に見直しをし、状況変化の対応を図るとともに透明性と公平性の向上に努めます。		

特記事項	
------	--

# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		手話通訳相談の実施		款	4	項	1	目	3	事業	32	整理番号	215
担当部課名		保健福祉部杉並福祉事務所		係名	高井戸事務所 管理係		連絡先 電話番号	4312		昨年度 整理番号	213		
上位施策No・施策名		34 障害者の地域社会での自立支援		予算事業区分								既定事業	
事務事業の概要	事業開始	昭和	▼	47	年度	<input type="checkbox"/> 実施計画事業	分野	政策 番号	施策 番号	事業 コード	<input type="checkbox"/> 行革計画事業	<input type="checkbox"/> 主要事業	
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 世帯	<input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 内部管理	福祉相談に来所した聴覚障害者	根拠 法令 等	(1) 身体障害者福祉法第11条、11条の2 (2) 杉並区ろうあ者相談事業運営要綱				
	事業の目的・目標	(対象をどのような状態にしたいのか) 手話通訳相談により聴覚障害者の利便性が向上します。						活動指標名(式)	(1) 手話通訳相談件数  (2)				
	活動内容	(事務事業の内容、やり方、手順) ○聴覚障害者が福祉事務所窓口で相談するとき、手話通訳者が対応する。						成果指標	※(代)=適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) (代)手話通訳相談数対前年比 算定式・指標の説明等 (今年度実績÷前年度実績)×100 成果指標名(2) 算定式・指標の説明等				
区分		単位	20年度		21年度		22年度		23年度		計画(目標値)に 対する22年度の 達成率 %		
			実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績	計画	実績				
指標	活動指標(1)	①	件	30	45	53	55	73	55	132.7			
	活動指標(2)	②											
	成果指標(1)	③	%	81.0	100.0	176.6	100.0	137.7	100.0	137.7			
	成果指標(2)	④											
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	405	411	399	411	388	411	22年度予算執行率%	94.4		
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項			
	(内)委託費	⑦	千円	0	0	0	0	0	0				
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	0.27 0.00	0.27 0.00	0.22 0.00	0.25 0.00	0.22 0.00	0.22 0.00				
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	2,444	2,397	1,953	2,230	1,962	1,962			
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	0	0	0			
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	2,849	2,808	2,352	2,641	2,350	2,373				
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	94,967	62,400	44,377	48,018	32,192	43,145				
	財源	受益者負担分	⑬	千円	0	0	0	0	0	0			
		国からの補助金等	⑭	千円	0	0	0	0	0	0			
都からの補助金等		⑮	千円	0	0	0	0	0	0				
その他の補助金等		⑯	千円	0	0	0	0	0	0				
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰	千円	0	0	0	0	0	0				
差引:一般財源(⑪-⑰)		⑱	千円	2,849	2,808	2,352	2,641	2,350	2,373				
受益者負担比率⑬÷⑪	⑲	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					

# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 215

22年度の事業実施状況	内容	規模	単位		事業費(千円)
			単	位	
(1)主な取組み	手話通訳者の謝礼	3	人		388
	その他 ( )				0
(2)事業実績	福祉サービスの相談等に福祉事務所に来所する、コミュニケーションにハンディキャップのある聴覚障害者のための重要なアイテムとして、これまでも多くの聴覚障害者に利用され、円滑な相談などに結びついています。				

協働等点検	(1)協働等は実現しているか 一部実現している	(2)協働等の相手 企業・個人事業者((3)へ)
	(3)協働等の形態 委託 [業務量の50%以上に相当]	(4)協働等の今後のあり方 推進

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成13年度から福祉事務所相談窓口での手話通訳(各福祉事務所月2回)を実施しております。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	手話通訳者がいることで、相談などがスムーズに進み感謝されています。聴覚障害者団体から手話通訳者の配置日数を増やしてほしいとの要望があります。
	今後の予測	聴覚障害者にとって福祉事務所に手話通訳者が配置されていることの重要性は変わりませんが、手話通訳利用者数は、横ばいで推移すると思われます。
評価と課題		各種障害者サービスの相談窓口である福祉事務所に手話通訳者が配置されていることにより、聴覚障害者は手話通訳者を介しスムーズに担当職員と相談することができ、必要なサービスの申請手続き等を円滑に行うことができました。今後は、手話通訳者を介して相談できることについて更なる区民周知に努め、聴覚障害者の利便性の向上を図っていきます。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充      ● 現状維持      ○ 縮 小      ○ 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更      ○ 実施方法の変更
手話通訳相談日を利用者のニーズに合わせて柔軟に設定できるよう、ファクシミリを使った予約制も試みましたが、予測したほどは利用されませんでした。今後はメール等のコミュニケーション手段の活用を含め、利用者が希望するときにいつでも利用できるような仕組みづくりと効果的な広報について検討していきます。			

特記事項	
------	--

# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		障害者の入所・通所施設の運営助成			款	4	項	1	目	3	事業	46	整理番号	225	
担当部課名		保健福祉部障害者生活支援課			係名	管理係			連絡先電話番号	2273		昨年度整理番号	224		
上位施策No・施策名		34 障害者の地域社会での自立支援			予算事業区分								既定事業		
事務事業の概要	事業開始	平成	▼	21	年度	<input type="checkbox"/> 実施計画事業		分野		政策番号	施策番号	事業コード	<input type="checkbox"/> 行革計画事業 <input type="checkbox"/> 主要事業		
	対象	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 内部管理 民営化した通所施設等を運営する法人				根拠法令等	(1) 杉並区重度知的障害者通所施設整備・運営に関する補助要綱 (2) 障害者支援施設マイルドハート高円寺「なでしこ」運営費補助要綱 (3) 杉並区障害者通所施設「あけぼの作業所」の送迎サービス補助金交付要綱								
	事業の目的・目標	(対象をどのような状態にしたいのか) 民営化した重度身体障害者通所施設や新たに民間が開設した重度知的障害者通所施設が、区立生活園とともに重度障害者の受け入れに応じていく。				活動指標名(式)	(1) 利用者登録人数(年度当初) (2) 年間延べ利用者数								
	活動内容	(事務事業の内容、やり方、手順) ○施設が安定して運営できるよう、運営経費の一部を補助する。 ○重度身体障害者施設においては、特に経費を要する医療的ケアにかかる経費、及び送迎バス運行の経費を補助する。 ○重度知的障害者施設においては、施設運営にかかる施設借上げ経費や非常勤職員人件費等の運営経費の一部を補助する。 ○障害者通所施設においては、施設利用者の通所のための送迎サービスに要する経費の一部を補助する。				成果指標	※(代)＝適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) 定員に対する年度末の登録者数の割合 算定式・指標の説明等 年度末登録者数/定員 (マイルドハート+マングローブ+あけぼの) 成果指標名(2) 1日当たり平均利用者数 算定式・指標の説明等 年間延べ利用者数÷年間開園(所)日数 (マイルドハート+マングローブ+あけぼの)								
区分		単位	20年度		21年度		22年度		23年度		計画(目標値)に対する22年度の達成率 %				
			実績		計画		実績		計画(目標値)		実績				
指標	活動指標(1)	①	人		30	18	30	107	107	356.7					
	活動指標(2)	②	人		7,200	4,802	7,290	22,094	22,000	303.1					
	成果指標(1)	③	%		100.0	96.7	100.0	96.3	100.0	96.3					
	成果指標(2)	④	人		30.0	22.3	30.0	28.9	30.0	96.3					
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	0	52,134	48,741	85,388	83,774	98,722	22年度予算執行率%		98.1			
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 ※活動指標の平成22年度実績、23年度計画数値が高いのは、平成22年度から、新たに「障害者通所施設送迎サービス補助金」該当施設が追加されたため。					
	(内)委託費	⑦	千円	0	0	0	0	0	0						
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	0.00 0.00	0.20 0.00	0.22 0.00	0.20 0.00	0.33 0.00	0.30 0.00						
	人件費	⑨	千円	0	1,776	1,953	1,784	2,944	2,676						
	(内)非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	0	0	0						
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	0	53,910	50,694	87,172	86,718	101,398						
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円		1,797,000	2,816,333	2,905,733	810,449	947,645						
	受益者負担分	⑬	千円	0	0	0	0	0	0						
	国からの補助金等	⑭	千円	0	0	0	0	0	0						
都からの補助金等	⑮	千円	0	0	0	0	0	0							
その他の補助金等	⑯	千円	0	0	0	0	0	0							
特定財源計⑬+⑭+⑮+⑯	⑰	千円	0	0	0	0	0	0							
差引:一般財源⑪-⑰	⑱	千円	0	53,910	50,694	87,172	86,718	101,398							
受益者負担比率⑬÷⑪		%		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							

# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 225

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
				重度身体障害者通所施設運営助成	1
		重度知的障害者通所施設運営助成	1	所	13,300
		障害者通所施設の送迎サービス助成(あけぼの作業所分)	1	所	15,853
		その他 ( )			0
	(2) 事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度身体障害者施設については、運営経費のうち、医療的ケアにかかる非常勤職員人件費(指導医、看護師等)及び送迎バス運行にかかる経費の一部を補助しました。</li> <li>・重度知的障害者施設については、施設運営費のうち、非常勤職員人件費、施設賃借料、送迎にかかる経費等の一部を補助しました。</li> <li>・障害者通所施設については、施設利用者の通所のための送迎サービスに要する経費の一部を補助しました。</li> </ul>			

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか 十分に実現している	(2) 協働等の相手 社団法人・財団法人等公益団体((3)へ)	
	(3) 協働等の形態 民営化	(4) 協働等の今後のあり方 実施継続	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の身体障害者通所施設については、利用者の増加に伴い受け入れ枠の拡大が求められていましたが、平成21年度、区の補助等を受けて社会福祉法人による施設が開設されました。</li> <li>・重度の知的障害者通所施設についても、定員超過が見込まれること、施設が地域的に偏在していることを背景に、新たな施設の設置が望まれていましたが、区の助成を受けて21年度開設されました。</li> </ul>
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	重度知的障害者通所施設と重度身体障害者通所施設の開設により、多くの利用者が充実した日中活動に参加でき、大変喜ばれています。
	今後の予測	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度知的障害者施設については、23年4月に2ヶ所目が開設されました。</li> <li>・区立施設の利用がほぼ定員に達している中で、今後知的障害者の特別支援学校卒業者は40人前後で推移し、身体障害者の卒業者も10年間で40～50人見込まれるため、施設の確保が求められます。</li> </ul>
	評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営経費の一部を補助することにより、安定的な施設運営に貢献しました。</li> <li>・重度身体障害者施設については、区立施設はほぼ定員に達しており、早急に施設の整備が必要です。また、利用者の高齢化に伴う医療的ケアの増加も見込まれます。</li> <li>・重度知的障害者施設についても、今後の利用者の増加を踏まえて、抜本的な施設の整備が必要です。</li> </ul>

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡 充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 実施方法の変更
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の事業内容のより一層の理解と、実績報告書等のより一層の精査により、効率的に補助金が使われるように努めていきます。</li> <li>・重度の身体障害者施設及び重度の知的障害者施設の今後の整備方法とあわせて、この事業もみなおしていきます。</li> </ul>	

特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに開設する2つ目の重度知的障害者施設の運営助成を、平成23年4月から開始します。</li> </ul>
------	---

# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		障害福祉事業者支援・指導		款	4	項	1	目	3	事業	50	整理番号	227			
担当部課名		保健福祉部障害者施策課		係名	管理係			連絡先電話番号	1154		昨年度整理番号	新				
上位施策No・施策名		34 障害者の地域社会での自立支援		予算事業区分							新規事業					
事務事業の概要	事業開始	平成	▼	22	年度	<input type="checkbox"/> 実施計画事業	分野		政策番号	施策番号	事業コード	<input type="checkbox"/> 行革計画事業	<input type="checkbox"/> 主要事業			
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 世帯	<input checked="" type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 内部管理	根拠法令等									
	事業の目的・目標（対象をどのような状態にしたいのか）							活動指標名(式)								
	活動内容（事務事業の内容、やり方、手順）							成果指標								
<p>○障害福祉サービス事業者へ支援・指導を行うことにより、適切で安定的なサービス提供につなげる。</p> <p>○ガイドヘルパー養成講座を開催し、その修了者に資格証を発行することにより、区の移動支援事業に従事するヘルパーの確保と質の向上を図る。</p>							<p>(1) 障害者自立支援法第49条第7項</p> <p>(2) 杉並区障害者ガイドヘルパーの資格に関する要綱</p>									
<p>○障害福祉サービス事業者からの相談対応や巡回指導を実施することにより、必要な助言や指導を行う。</p> <p>○障害福祉サービスの管理者や従事者などを対象に講座や研修会を開催する。</p> <p>○ガイドヘルパー養成講座を開催し、修了者に区の移動支援事業に従事できる資格証を発行する。</p> <p>○ガイドヘルパーの従事者のスキルアップを図るため、フォローアップ研修を実施する。</p>							<p>※(代)＝適当な指標がない場合の代替指標</p> <p>成果指標名(1) 事業者支援講座受講者数</p> <p>算定式・指標の説明等</p> <p>成果指標名(2) ガイドヘルパー養成数</p> <p>算定式・指標の説明等 ガイドヘルパー講座を修了し、資格証を交付された人数</p>									
区分		単位	20年度		21年度		22年度		23年度		計画(目標値)に対する22年度の達成率 %					
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画	実績							
指標	活動指標(1)	①	回				6	2	2	33.3						
	活動指標(2)	②	回				1	1	1	100.0						
	成果指標(1)	③	人				100	112	120	112.0						
	成果指標(2)	④	人				40	34	20	85.0						
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円				320	152	342	22年度予算執行率%		47.5				
	(内) 投資的経費等	⑥	千円				0	0	0	<b>特記事項</b> ○予算執行率が、47.5%となった主な理由は、事業者支援講座の開催回数及び講師謝礼の額が、当初の見込みを大きく下回ったためです。						
	(内) 委託費	⑦	千円				30	28	22							
	職員数(常勤   非常勤)	⑧	人				0.80	0.20	0.80					0.30	0.80	0.20
	人件費	(内) 常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	0	0	0	7,136	7,136					7,136		
		(内) 非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	590	885					590		
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	0	0	0	8,046	8,173	8,068							
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円				1,341,000	4,086,500	4,034,000							
	財源	受益者負担分	⑬	千円				0	0					0		
		国からの補助金等	⑭	千円				0	0					0		
		都からの補助金等	⑮	千円				0	0					0		
		その他の補助金等	⑯	千円				0	0					0		
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰	千円	0	0	0	0	0	0							
差引: 一般財源(⑰-⑬)		⑱	千円	0	0	0	8,046	8,173	8,068							
受益者負担比率⑬÷⑪	⑲	%				0.0	0.0	0.0								

# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 227

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
				講座開催に伴う講師謝礼	5
		通知等郵送費			28
		その他 ( 資格証発行・講座開催用消耗品 )			40
	(2) 事業実績	平成22年6月にすぎなみ地域大学を活用し障害者ガイドヘルパー講座を開催しました。平成23年2月には、ガイドヘルパー講座の知的コース修了者を対象にガイドヘルパーフォロー研修を行い、重度知的障害者施設で体験研修を行いました。 事業者支援としては、平成23年1月に難病患者等在宅ケア支援講座を、平成23年2月に障害者の人権と適切な支援に関する講座を開催しました。			

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか <input type="text" value="一部実現している"/>	(2) 協働等の相手 <input type="text" value="企業・個人事業者((3)へ)"/>	
	(3) 協働等の形態 <input type="text" value="協働[事業協力]"/>	(4) 協働等の今後のあり方 <input type="text" value="実施継続"/>	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成22年4月、杉並区障害者ガイドヘルパー資格制度を設置、区が実施する障害者ガイドヘルパー講座の修了者に資格証を交付することとしました。平成22年度は、6月にすぎなみ地域大学の講座として実施しました。事業者指導については、指導を要する事業者を中心に個別に実施するとともに、1月・2月に管理者や従事者を対象とした講座を開催しました。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	ガイドヘルパーの数が不足しているため、障害特性を理解し移動支援ガイドヘルパーとして携わる技量を身につけた人材を養成し、確保して欲しい。不適切な事業運営を未然に防ぎ、かつ事業所が安定して継続できるよう、助言・指導を実施して欲しいとの要望があります。
	今後の予測	移動支援事業の利用者数は年々増え続けており、今後のガイドヘルパーの確保は必要になると予想されます。障害福祉サービスを安定的に提供していくためには、事業者及び従事者の質の向上が今後も重要となります。
	評価と課題	平成22年度の新規事業として、事業者支援・指導の実施及びガイドヘルパー資格証の発行を行いました。事業者支援講座では、112名の方にご参加いただき、充実した講座を開催することができました。障害福祉サービス提供事業者の中には、まだまだ支援・指導を必要とする事業者も多く、講座の開催や巡回指導など様々な手段による取り組みを継続していく必要があります。

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡 充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 実施方法の変更
	現在の移動支援事業利用者のうち、重度視覚障害者の一部は平成23年10月に施行される同行援護(障害福祉サービス)へ移行する予定です。区のガイドヘルパー資格取得者は、同行援護のヘルパーとして従事できない可能性が高いため、ガイドヘルパー養成講座の実施や資格のあり方を再検討する必要があります。 現在、東京都を中心に行い区が随伴する方法が進められている事業所の実地検査・指導業務は、今後各区に移管される方針も示されています。平成25年8月を目途に検討されている「障害者総合福祉法(仮称)」の施行など、障害者福祉施策を取り巻く環境は変化が続きます。安定的で質の高いサービス提供を行うため、区職員の専門性や指導力も高め、積極的に事業者の支援・指導を行っていきます。		

特記事項	
------	--

## 平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		障害者入所・通所施設の整備		款	4	項	1	目	7	事業	4	整理番号	250						
担当部課名		保健福祉部障害者施策課		係名	管理係		連絡先電話番号		1142		昨年度整理番号	248							
上位施策No・施策名										34	障害者の地域社会での自立支援		予算事業区分	既定事業					
事務事業の概要	事業開始	平成	▼	11	年度	<input checked="" type="checkbox"/>	実施計画事業	分野	2	政策番号	3	施策番号	5	事業コード	19	<input type="checkbox"/>	行革計画事業	<input type="checkbox"/>	主要事業
	対象	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 内部管理 障害者入所・通所施設を整備する社会福祉法人																	
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	○入所待機者の解消を図るとともに、グループホームなどの居住の場の確保や就労の促進などと連携して、障害者の地域自立生活を総合的に支援することにより、障害者の安全・安心な地域生活を実現する。																	
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○社会福祉法人が整備する障害者施設に対し、施設整備費を助成することにより、障害者が利用する入所・通所施設を確保する。 ○平成22年度末現在、都内に4施設(うち2施設が区内)に入所枠を確保している。																	
根拠法令等		(1) 社会福祉法第6条 (2) 障害者自立支援法第5条第12項																	
活動指標名(式)		(1) 確保優先入所枠数累計 (2) 入所床確保施設数累計																	
成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標																	
成果指標名(1)		地域生活への移行者数																	
算定式・指標の説明等		心身障害者入所施設から地域生活への移行者数累計																	
成果指標名(2)		都内施設入所者割合																	
算定式・指標の説明等		都内施設入所者数÷施設入所者数																	
区分		単位	20年度		21年度		22年度		23年度		計画(目標値)に対する22年度の達成率 %								
			実績		計画		実績		計画(目標値)		実績								
指標	活動指標(1)	①	名	47	56	56	56	56	56	56	100.0								
	活動指標(2)	②	名	3	4	4	4	4	4	100.0									
	成果指標(1)	③	名	17	30	30	44	38	58	86.4									
	成果指標(2)	④	%	50.6	48.4	47.4	49.4	52.4	53.0	106.1									
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	283,415	96,222	91,473	97,827	67,178	89,807	22年度予算執行率% 68.7									
	(内)投資的経費等	⑥	千円	2	0	0	0	0	0	<b>特記事項</b> 阿佐谷生活園建設助成に関し、平成22、23年度の債務負担行為により助成することとしています。平成22年度の建設工事に遅延があり、予定していた補助金額を減額して助成しました。減額した補助金額30,600千円は次年度に繰越し助成する予定です。									
	(内)委託費	⑦	千円	0	0	0	750	734	638										
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	0.49 0.00	0.30 0.00	0.30 0.00	0.50 0.00	0.50 0.00	0.50 0.00										
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	4,435	2,664	2,664	4,460	4,460			4,460							
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	0	0			0							
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	287,850	98,886	94,137	102,287	71,638	94,267										
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	6,124,426	1,765,821	1,681,018	1,826,554	1,279,250	1,683,339										
	財源	受益者負担分	⑬	千円	0	0	0	0	0			0							
		国からの補助金等	⑭	千円	0	0	0	0	0			0							
		都からの補助金等	⑮	千円	0	0	0	0	0			0							
		その他の補助金等	⑯	千円	0	0	0	0	0			0							
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰	千円	0	0	0	0	0	0										
差引:一般財源(⑪-⑰)		⑱	千円	287,850	98,886	94,137	102,287	71,638	94,267										
受益者負担比率⑬÷⑪	⑲	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0											

# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 250

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
				障害者支援施設(マイルドハート高円寺)整備する法人への助成・区民利用枠確保	9
		知的障害者入所更生施設(すだちの里すぎなみ)整備する法人への助成・区民利用枠確保	40	床	19,392
		知的障害者入所更生施設(啓光学園)整備・運営する法人への助成・区民利用枠確保	4	床	4,000
		重度知的障害者通所施設整備助成	1	所	6,048
		その他 (阿佐谷生活園改築に伴う建設助成 1所)			12,733
	(2) 事業実績	マイルドハート高円寺、すだちの里すぎなみ及び啓光学園の施設整備に係る福祉医療機構借入金の償還金に対し助成しました。 重度知的障害者通所施設を整備・運営する法人について、プロポーザル方式により選定し施設整備費の一部を助成しました。 知的障害者を対象とする通所施設「阿佐谷生活園」の改築経費の一部を助成しました。			

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか 十分に実現している	(2) 協働等の相手 社団法人・財団法人等公益団体((3)へ)	
	(3) 協働等の形態 協働[補助・助成]	(4) 協働等の今後のあり方 実施継続	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	重い障害があっても、障害者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう障害者施策の充実が求められています。こうした中で、国は障害者施設の整備補助に関して、地方自治体への補助を廃止し、補助対象を社会福祉法人などに限定しました。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	重い障害があっても、住み慣れた地域で暮らすため、入所施設や通所施設に対し大きな期待が寄せられています。特に、マイルドハート高円寺は、入所と通所の他に短期入所を行い障害者の地域生活を支援する中核的な役割としての期待があります。また、重度知的障害者通所施設は、すぎのき生活園の定員確保や地域偏在の解消の外、小規模施設ならではの柔軟な支援が求められています。
	今後の予測	在宅生活の継続を望む障害者の中では、介護者の高齢化や障害程度の重度化がすすむものと推測します。
	評価と課題	施設整備には、膨大な経費や用地確保などの多くの課題があります。このため、より効率的に住民からの理解を得ながら整備していく必要があります。また、入所施設においては、在宅サービスやグループホーム・ケアホームの拡充を図り、既存の施設を効果的に活用することが重要です。通所施設は、より身近な地域で利用が選択できるよう施設の充実とともに、利用者の就労支援による利用定員の確保も重要となります。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充      ● 現状維持      ○ 縮 小      ○ 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更      ○ 実施方法の変更
	<p>障害者施設は、整備に多額の整備費を要しますが、区が整備する場合には国や都からの整備補助を得られません。このため、社会福祉法人が国や都からの整備補助を活用し、法人自己負担分の一部を区が補助するといった手法により、障害者施設の整備を推進してきました。区からの助成により整備した施設には、より多くの区民の方が利用できるよう、当該社会福祉法人と連携を深めていくことが重要です。</p> <p>重度知的障害者通所施設は、定員が8名程度の小規模な施設で、すぎのき生活園の定員や地域偏在の解消を主な目的としています。整備は、民間の店舗物件を賃借し必要に応じて改造するなどしてきました。今後も、重度知的障害者の入所施設からの地域移行や特別支援学校の卒業後の受入など、地域における重度知的障害者の増加が見込まれます。障害者が住まう身近な地域に施設を点在させ整備する必要があります。また、施設の規模、地域、安全性などといった整備条件と合致する適当な民間物件が少ないといったこともあり、今後は区有施設の活用も視野に入れて検討することが必要です。</p>		

特記事項	
------	--

# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		障害者グループホームの建設助成 款 4 項 1 目 7 事業 23							整理番号	258					
担当部課名		保健福祉部障害者施策課		係名	管理係		連絡先電話番号	1144	昨年度整理番号	新					
上位施策No・施策名		34 障害者の地域社会での自立支援					予算事業区分 新規事業								
事務事業の概要	事業開始	平成	▼	22年度	<input checked="" type="checkbox"/> 実施計画事業	分野	2	政策番号	3	施策番号	5	事業コード	20	<input type="checkbox"/> 行革計画事業	<input type="checkbox"/> 主要事業
	対象	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 内部管理 障害者グループホームを建設・整備する法人													
	事業の目的・目標	(対象をどのような状態にしたいのか) ○重度障害者グループホーム建設に対し助成を行うことにより、利用待機者の解消を図るとともに、障害者の安全・安心な地域生活を実現する。 ○障害者グループホーム防火設備の整備に対し助成を行うことにより、利用する障害者の安全を確保する。													
	活動内容	(事務事業の内容、やり方、手順) ○社会福祉法人が建設する重度知的障害者グループホームに対し、建設費の一部を助成する。(建設の着工率に応じて、平成22年度、23年度の2か年で助成する。) ○障害者グループホームを運営する法人に、防火設備の整備に要する経費の一部を助成する。													
根拠法令等		(1) 社会福祉法第6条 (2) 杉並区障害者グループホーム等防火設備整備費補助金交付要綱													
活動指標名(式)		(1) 重度障害者グループホーム建設助成数 (2) 障害者グループホーム防火設備整備助成数													
成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) グループホームの防火設備整備率 算定式・指標の説明等 区内グループホームのうち、整備済みのグループホームの割合 成果指標名(2) 算定式・指標の説明等													
区分	単位	20年度	21年度		22年度		23年度計画	計画(目標値)に対する22年度の達成率 %							
		実績	計画	実績	計画(目標値)	実績									
指標	活動指標(1)	①	所				1	1	1	100.0					
	活動指標(2)	②	所				4	1	2	25.0					
	成果指標(1)	③	%				100.0	95.0	100.0	95.0					
	成果指標(2)	④													
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円				5,280	2,126	21,866	22年度予算執行率%	40.3				
	(内)投資的経費等	⑥	千円				0	0	0	<b>特記事項</b> ○22年度予算執行率が、40.3%だった理由は、防火設備を整備するグループホームの数が、当初の見込みを下回ったためです。 ※平成21年度は、他の事務事業でグループホームの防火設備整備助成を行いました。 ○重度知的障害者グループホーム建設については、建設に関する説明会を当初計画よりも期間をかけて丁寧に行いました。よって建設の着工が遅れています。					
	(内)委託費	⑦	千円				66	65	66						
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人				0.80	0.00	0.80			0.00	0.80	0.00	
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	0	0	0	7,136	7,136			7,136			
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	0	0			0			
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	0	0	0	12,416	9,262	29,002						
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円				12,416,000	9,262,000	29,002,000						
	財源	受益者負担分	⑬	千円				0	0			0			
		国からの補助金等	⑭	千円				0	0			0			
		都からの補助金等	⑮	千円				2,600	1,006			1,300			
		その他の補助金等	⑯	千円				0	0			17,000			
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰	千円	0	0	0	2,600	1,006	18,300						
差引:一般財源(⑰-⑬)		⑱	千円	0	0	0	9,816	8,256	10,702						
受益者負担比率⑬÷⑪		%				0.0	0.0	0.0							

# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 258

22年度の事業実施状況	内容	規模	単位		事業費(千円)
			単	位	
(1)主な取組み	防火設備整備助成	1	所		2,013
	重度知的障害者グループホーム建設整備・運営法人選定委員会の開催に伴う委員謝礼金	3	人		48
	用地管理				65
	その他 ( )				0
(2)事業実績	社会福祉法人いたるセンターが運営するグループホーム「萩窪ハーモニー」に防火設備整備費を助成しました。 重度知的障害者グループホーム建設整備・運営法人選定委員会を2回実施しました。区職員以外の3名の委員に謝礼金を支出しました。				

協働等点検	(1)協働等は実現しているか 十分に実現している	(2)協働等の相手 社団法人・財団法人等公益団体((3)へ)
	(3)協働等の形態 協働[補助・助成]	(4)協働等の今後のあり方 実施継続

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	障害者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できる障害者施策の充実が求められています。障害者グループホームの建設や利用者の安全・安心に関する整備は特に求められる事業です。
	事業に対する住民の意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	重度の障害者については、既存グループホームの設備では利用しにくいとの声があり、重度の障害者に対応できる設備を整えたグループホーム建設への期待があります。
	今後の予測	障害者が地域で安全で安心して生活できるグループホームは今後も整備していく必要があります。特に、重度の障害者や高齢の障害者に対応できる設備を備えたグループホーム建設を進めていくことは必要不可欠です。
評価と課題	区有地を活用した重度知的障害者グループホームの設置・運営法人を選定し、平成24年5月開所に向け工事に着手する予定です。このことにより、グループホームの利用が困難であった重度知的障害者の利用を促進し、住み慣れた地域での継続した生活につなげることができると評価します。また、防火設備を整備することにより防火対策が進み、万一の火災の際に、ホームに暮らす障害者の安全がより確保できることになりました。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 廃止
		II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更
障害者が住み慣れた地域で安全・安心に生活するために、グループホーム・ケアホームの整備は欠かせません。また、介護者や本人の高齢化が進んでおり、今後さらに整備の必要性が高くなると見込まれます。グループホームの整備手法は、民間賃貸住宅や個人住宅を改築による場合がほとんどですが、行動障害や身体障害がある方に対応したグループホームでは、新築若しくは大規模改修工事によることとなります。この場合、都からの補助金等のみでは財源が十分ではなく、建設する法人の負担が大きくなってしまいます。重度障害者グループホームの建設をする意味でも、国や都とあわせて区も補助を行うなどの制度を創設することも重要です。 また、今後のグループホームには、同様に不足している短期入所を併設するなど、複合的な施設として建設することも検討する必要があります。 消防法令上必要とされる防火設備の設置については、平成24年3月末で経過期間が終了となります。利用者の安全・安心を守るためにも未設置の法人に設置の勧奨を行うとともに、避難訓練の実施等必要な助言・指導を継続して行っていきます。			

特記事項	
------	--